

令和3年度

南三陸町議会会議録

3月会議	3月2日	開	会
	3月16日	散	会

南三陸町議会

令和4年3月4日（金曜日）

令和3年度南三陸町議会3月会議会議録

（第3日目）

令和4年3月4日（金曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼会計課長	三浦浩君
総務課長	及川明君

企 画 課 長	佐 藤 宏 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	阿 部 彰 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 正 文 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 晶 子 君
環 境 対 策 課 長	糟 谷 克 吉 君
農 林 水 産 課 長	大 森 隆 市 君
商 工 観 光 課 長	千 葉 啓 君
建設課課長補佐 兼市街地整備係長	佐々木 一 之 君
建設課土木係長	鹿 野 裕 也 君
上下水道事業所長	阿 部 明 広 君
歌 津 総 合 支 所 長	三 浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤 正 博 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	高 橋 伸 彦

議事日程 第3号

令和4年3月4日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第63号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

- 第 4 議案第 6 4 号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 第 5 議案第 6 5 号 南三陸町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について
- 第 6 議案第 6 6 号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 第 7 議案第 6 7 号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制  
定について
- 第 8 議案第 6 8 号 南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 6 9 号 南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸安全・安心なまちづくり条  
例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 7 0 号 南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英資金貸付基金条例の  
一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 7 1 号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 7 2 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正  
する条例制定について
- 第 1 3 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 4 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 5 議案第 7 5 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 6 議案第 7 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 7 議案第 7 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 8 議案第 7 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 9 議案第 7 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 0 議案第 8 0 号 町道路線の認定について
- 第 2 1 議案第 8 1 号 町道路線の認定について
- 第 2 2 議案第 8 2 号 町道路線の認定について
- 第 2 3 議案第 8 3 号 町道路線の認定について
- 第 2 4 議案第 8 4 号 町道路線の認定について
- 第 2 5 議案第 8 5 号 町道路線の認定について

- 第 2 6 議案第 8 6 号 町道路線の認定について
  - 第 2 7 議案第 8 7 号 町道路線の認定について
  - 第 2 8 議案第 8 8 号 町道路線の認定について
  - 第 2 9 議案第 8 9 号 町道路線の認定について
  - 第 3 0 議案第 9 0 号 町道路線の認定について
  - 第 3 1 議案第 9 1 号 町道路線の変更について
  - 第 3 2 議案第 9 2 号 町道路線の変更について
  - 第 3 3 議案第 9 3 号 町道路線の変更について
  - 第 3 4 議案第 9 4 号 町道路線の変更について
  - 第 3 5 議案第 9 5 号 町道路線の変更について
  - 第 3 6 議案第 9 6 号 町道路線の変更について
  - 第 3 7 議案第 9 7 号 町道路線の変更について
  - 第 3 8 議案第 9 8 号 町道路線の変更について
  - 第 3 9 議案第 9 9 号 町道路線の変更について
  - 第 4 0 議案第 1 0 0 号 南三陸町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の  
事務委託の廃止について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 0 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨日は6名のコロナの感染者が確認されております。じわりじわりと近づいてきている感じがします。感染予防、しっかりとなさっていただきたいと思います。また予算議会ですので中断はできませんので、円滑な議会運営に特段の御配慮と御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しておりますので本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

今定例会議に付議された議案等の説明のため、町長が説明者として追加で委任した当局の出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第63号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第63号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第63号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は復興事業に係る事務事業の進捗等を踏まえ、職員の定数について見直すべく必要な

改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは議案第63号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、細部説明申し上げます。

本町の定数条例につきましては、震災後莫大な復興業務に対応するため、派遣職員などが多かった頃の職員数に合わせて運用されておりましたが、昨年度に復興事業等の進展から一旦大きく見直した経緯がございます。その際も復興事業の進展とともに定数を見直ししていくことを説明を申し上げておりましたが、事業の進展を踏まえまして派遣職員なども減少することから、改めて定数を改正するものでございます。

議案関係参考資料の9ページをお開き願います。

具体の改正でございますが、第2条におきまして町長の事務部局の職員を190人から180人とするものでございます。また、水道事業の企業職員につきましても、10人から8人へと見直しをするものでございます。

次に10ページ目になりますが、第4条第2項につきましては文言の修正となっております。

条例の施行予定日は、令和4年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

190から180ということは10人の減になります。この資料を見ますと、水道の職員が10人から8人ということで2人減る形になります。そのほかはどの部署、この10名のうち、そのほかはどの部署なのか、お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 水道が町長の事務部局ということですので、町長の事務部局という定数について10人減らすということで、どの部署を減らすということではないというものです。実際は、定数と実数はまたちょっと違うものでございますので、今回の10名の減といたしますのは、ほとんどが派遣職員の減ということで解釈いただければと思います。



○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 派遣職員の減ということで分かりましたけれども、その人たちが仕事を担っていた分が、仕事上減るといことばかりではないと思いますけれども、今後の事務に支障があるのかなのか、その辺伺います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） これまでもそうなんですが、派遣職員につきましては、東日本大震災からの復興・復旧事業について、派遣職員ということで対応してきております。事業の一定の進捗に基づいて定員、定数を実数に合わせて減らしていくというものでございますので、必然的に事務事業も少なくなっているという現状を踏まえた上での改正でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 10人という数、今までもそれなりに減らしてきましたけれども、何百人単位から減ってきていますけれども、それが今後ここでまた減るわけですけれども、昨日桑原室長さんもいなくなるということで、そういう弊害というもの、この仕事上の弊害というものは大なり小なり出るかと思うんですけれども、その辺プロパーだけで対応、今後10人減った中で仕事をしていく厳しさ、辛さ、それを職員が負わなければならないというような、そのことがストレスになったり、いろいろ出てくるかと思われまので、その辺のカバーをきちんとやっていただきたいと思うんですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 当然最後と申しますか。東日本大震災の復旧・復興事業が終われば、全てプロパーでやらなければならないというのは当然だと思います。そこでただ、いろいろな各所において行政ニーズと申しますか、非常に多様化してきているという部分もございまして、そういった部分にしっかりと対応する人員体制は構築はしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今も少し言及ありましたが、職員が減る、派遣職員の方がお戻りになるということが大きいのかなと思います。翻ってみて今までのここ数年の事務処理状況を見ていると、残念ながら様々な不適正な事務処理等がありました。それについて、副町長をはじめとして、訓示を出してしっかりやっていくんだぞ、町民の信頼回復を図っていくんだというようなお話、これまでもずっと続けてまいりました。その中で、やっぱり外からいらっしゃって来ていただいた方というのは、一定の知見と申しますか、経験と申しますか、

その方々から学ぶこと、非常に多いと思うんですね。事務処理の不正というか不適正なミスが生じる、生じやすい場所というのは、まさにその年度替わりであったり、担当が変わるときの引継ぎがうまくいっていないくて、前の人がこういうふうには仕事をしていたから同じようにやっていたと。そうしたらそれは実は間違っていたとか、またはその前の方がやっていたことの知見、またその難しいふだんとは違う行政のやり方等を事務処理の仕方をやっていたところを、しっかり後任の方が理解していないでやってしまっていた結果、ミスが起こるといことは十分にあり得ると思うんですね。

4月からということですから、もう残りの時間は短いですが、この短い期間にしっかりと今までの反省を踏まえれば、そういった引継ぎ、これ今まで以上にしっかりと細部にわたって丁寧に引き継いでいく必要があると思います。10人減るわけですので、先ほど前者がおっしゃっておられましたが、その仕事量、同じぐらいの仕事量を少ない人数でやるということだけではなくて、人が入れ替わるというところはもっと、もう一步踏み込んで気をつけなければいけない部分ではないかなと思います。4月からどのような体制で行っていくのかお伺いしたいと思います。

それともう1つ、参考資料によれば第2条の第2項から第7項略となっておりますけれども、ここ、手持ちの資料で調べれば、議会事務局とか選挙管理委員会とか監査委員とか病院とか、その町長の事務部局以外の職員は変更がないのでここは記載がないということだと思うんですが、一部やはり兼任していたりということもあると思いますので、そのあたりの体制もこの180人という数で十分なのか、もう一度お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 引継ぎの関係でございますけれども、確かにこれまでも様々な引継ぎを行う際に十分しっかりと引継ぎが行われていなくて、様々な事案が生じていくということは、これは否定できないと思います。引継ぎ期間が長い、長ければ長いほどいいのかというところもそうでもなくて、しっかりポイントポイント、懸案事項も含めてですが、そういう引継ぎをするのが大事だと思います。ある程度一定期間も必要かと思えます。

ただ今回、そもそも派遣職員が入替わるというのは初めから、大分前から担当課としては分かっているはずですので、そこは基本にのっとしてしっかりと引継ぎするよう、先月の全庁会議でもお話をさせていただいているところがございますので、派遣職員等抱えている部署につきましては、それなりの対応をしっかりとやっていただくということの一言に尽き

ると思います。

それと2つ目の御質問ですが、それ以外の部分については、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、あと教育委員会に所管に属する職員ということで、この部分については昨年度、定数条例を改正した後は変化はございません。定数を全て、病院事業の職員を除きますと、もともと平成26年の4月1日では310名という定数でした。今年度の4月1日からは231名という定数に変わってきております。今年度180と8名とそれぞれ減員すると219名で、差引きしますと12名ですか、減という形になりますが、それは任期満了に伴う派遣職員が減するというごさいますので、プロパーが一気に減るということではございませんので、そういった体制は取れているのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 後段については分かりました。

前段の引継ぎについては、今から気をつけてくださいということとはまたちょっと違って、今、総務課長もおっしゃいましたが、いなくなることは前から分かっていたわけですよ。であれば、もう今までも十分外から派遣で応援に来ていただいている方にお任せしている仕事があると思うんです、一定程度ね。それについてはいずれあなたがいなくなったら私が引き継ぐんだから、こういうところはどうなっているのか教えてください、こういう仕事を、今、一緒にやりましょうということは、今までも当然あったということですよ。であれば安心なんですけれども、もし今まで派遣の職員の方が優秀だったり、専門的なことを長くやっていた方などもいらっしゃると思うので、そういう方に任せていて内容について深く理解していないというようなことがもしあれば、それはもう今しかないのでタイミング的には。もしこの放送を聞いていて、そうか、あの人に仕事を任せていたなという心当たりのある方は、早めに引継ぎに力を入れてほしいなと思いますので、そこだけお願いして質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 引継ぎについてだけ申し上げれば、これまで膨大な事業量がある中で引き継いでくるがゆえに、受け手となる側が全体のパイが少ないという状況下にありました。特に自治法派遣ですと同じ部署に同じ自治体から派遣されて、上手に引継ぎを円滑に行われてきたのかなという印象は持っていますが、任期付とかそういった職員については、3月31日で切れて、4月1日から別な人がということになりますと、その引継ぎを膨大な量プロパーが受けざるを得なかったということで、今まで大変な苦勞をプロパー職員はしてきたのかなと思います。今年度から来年度にかけてについては、逆に今走っている分の事業につ

いて引継ぎをしていくということになりますので、全体の引継ぎの事務量もかなり減ってきていると思いますので、そうは言いながらもしっかりと漏れなく引継ぎをしていくことが肝要だなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10 番今野雄紀君。

○10 番（今野雄紀君） おはようございます。

まず確認というかお聞きしたいのは、先ほど来のやりとりで大体分かったんですけども、そこでこの減の分は派遣の方たちの分が減ったということなんですが、そこで伺いたいのはこの 180 人の定数なんですけれども、この中に復興の仕事というか事務も減ってきて、何人分ぐらいまだ入っているのか。そしてあと最終的にはこの定数というのももうちょっと減ると思うんですけども、どの辺あたりを見ているのか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初の 1 点目の部分については、ちょっと減り方、定数としての、今、数字ですが実数という部分をちょっと踏み込んで御説明いたしますと、現在派遣職員が自治法派遣等が 17 名ございます。来年度になりますと 6 名しかいないと。宮城県等の任期付職員が現在 10 名おります。それが 8 名に減少になるということで、これだけでも実数として 13 名ぐらいになるということになりますので、そういった部分の減少だということで御理解いただければなと思います。

2 点目の関係なんですけど、最終的にということなんですけど、昨日も町長がちょっと過去の人員等についての部分を当時の震災復興企画調整官に命じて割り出したときには、最終的には病院の事務部局まで含めて 185 人という数字になっていました。そこが一つの目標ということで現在動いておりますが、実際先ほども申し上げましたが、例えば今般のコロナ対策とかということが非常に過重になってきている分野もございますので、行政ニーズそのものも多様化しておりますから、そういったことを踏まえてもう一度、その 185 人という数字が了とされるのかという部分は、ちょっと検討はしなければならぬのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10 番（今野雄紀君） 大体分かったんですけどそこで伺いたいのは、今、課長より最終的には 185 人、病院合わせてというそういう答弁がありました。そこでこの 185 人までなんですけれども、大体何年後ぐらいというか、そういう見通しが、見通しっていうんですか。おおよそでよろしいですので、お分かりでしたらそこだけ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） その当時、いろいろ計画を立てたときには、当然震災からの復旧・復興事業が完遂したときの姿ということにしておりました。いわゆる派遣職員が皆、全員、いなくなった時点での数値目標という形でしておりました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 6 4 号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 4、議案第 64 号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 64 号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 64 号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

最初に、今回の条例改正に至る背景を御説明いたしますと、先ほど町長も申し上げましたが、仕事と育児を両立しやすい環境整備を目的に、育児休業法等が令和 3 年の 6 月 9 日に改正されまして段階的に施行されることに伴い、関係条例を改正するものでございます。

議案関係参考資料の 11 ページをお開き願いたいと思います。

改正の具体的内容でございますが、最初に、第2条中の（ア）に規定されている非常勤職員におきましては、これまで引き続き在職した期間が1年以上であれば、育児休業を取得できたということでしたが、今回の改正により1年以上のという在職期間要件が撤廃されるというものでございます。また（イ）につきましては、育児休業を取得できる非常勤職員の勤務日数を規則で設定する項目が追加となっております。

次に、13ページになります。

第2条の4でございますが、非常勤職員の育児休業することができる期間を延長するための要件を新たに規定するものでございます。具体的に申し上げますと、養育する子が1歳6か月に達する日までとされているものを、養育の事情を考慮した上で2歳まで延長できるということを新たに規定するものでございます。

次に14ページの上段になります。

17条関係につきましては、部分休業の取得についてでございますが、部分休業の取得につきましても、在職期間1年以上の要件、これを撤廃する改正となっております。

第21条、22条につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として、面談でありますとか研修の実施、相談体制の整備について改めて規定するものでございます。

なお、条例の施行日は令和4年の4月1日を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺ひいたします。

今、この1年以上ということが撤廃されるということなんですけれども、例えば任用職員になって、そして1年以内が撤廃されるとなると、入って間もなくも該当になるわけだと思っておりますけれども、その解釈でいいのか。それから今、1歳半から2歳まで引上げということになりました、育児休業。そうした間のその給料が出ない分の補填というものは何割出しているのか、出るのか、その辺とそれからもう1点は、今は役場のこと、職員に関することですので、このことが役場の人たちの待遇が町内の職場にも影響すると思われるんです。すごく働きやすい職場になるのかなという思いがいたしますけれども、現在のそういった育児休業などを踏まえた待遇が、もし町長は商工者ですから、どの程度町内の企業に広まっているのか、その辺分かっている範囲でよろしいですので、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 入ってすぐということでございますけれども、基本的には入ってすぐということではなくて、勤務日数そのものを規則で定めるということで先ほど御説明いたしましたので、実際規則では121日以上勤務日を要する非常勤職員はお見込みのとおり取れるということでございます。1年以上勤務していなくても育休は取れると、こういうことです。ただし勤務日数が1年間で121日以上ということでございますので、いわゆる会計年度職員のパートさんなども対象になるというものであると思います。

それと休業中については、一定部分は保障されます。

あともう1つ、3つ目の町内の企業の状況なんですけど、法律は行政にだけ課せられているわけではございませんので、同じ法律の下、各企業が働きやすい環境をどこまでつくっていくのかという部分になるかと思いますが、その実態についてはちょっと私どもは把握はしてございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 規則では121日以上ということは、土日を引くと1年間ぐらいなのかなという推測をしますけれども、多くの人にこの保障ができてパートさんたち、臨時雇用の人たちもこの制度が受けられるということは、働く人にとってすごく働きやすい職場ということで、今まで以上に申込み、そういう働きたいという意欲の人が多くなることを推察しますけれども、そうするとプロパーの人たちがお辞めになっても、そういう個々の職場で働きたいという人が出てくる可能性としては大だと思えます。

そしてまたそれが地域の職場、そこまでは承知していないという御回答でしたけれども、それがそれぞれいろいろなところから情報が入って、企業さんはそれなりに入っているかと思われましても、そういうことをPRしていきながら、その役場以外の職場の人たちの環境づくりにもなっていくのかなと思われましますので、その辺は今後ともPR等に努力していただいて、よりよい環境、職場の環境づくりに貢献していただきたいと思えます。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認をお願いしたいと思います。

この育休の改正なんですけれども、そこで伺いたいのは、当町ではここ2、3年でも4、5年でもいいんですけれども、どれぐらいの方たちが何人ぐらい育休を取られているのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

- 総務課長（及川 明君） 今年の1月1日現在で育休を取っている職員は3名おります。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 10番（今野雄紀君） 今年は3名、昨年、できれば2、3年遡ってのデータがありましたら伺いたいと思いますけれども。そして今回このような改正で、先ほど前議員も言ったように、育休が取りやすくなるということで、それが増えた場合にその育休の間の代わりに誰がどうか、カバーしていくのか。そういうところも併せて確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 昨年の数値というお話ですが、持ち合わせてございません。昨年と言っても、1年間のうちの基準日そのものにはないと。当然動きますので数字は。何とも言えませんが、いずれ3名4名、そういった程度でずっとこのところは推移をしているようでございます。

それと育休期間中の業務のカバーということですが、そこは本来であればプロパーがしっかりと担っていかなければならないんですが、実際そこまでなかなか難しく、会計年度任用職員にその部分を補っていただいているというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では今後、こちらの事務局でも産休に入ってるわけなんですけれども、現在、これまでの仕事をカバーしてやっているようですが、そこで先ほど課長答弁があった補填して仕事をする際の、会計年度職員なりを新たに採用する必要とかが出た場合は、どのような形で対応するのか。採用するのかどうなのか。そこまでしてカバーというかするような形になるのか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 会計年度任用職員につきましては、年度当初から計画されたものを定めた上で、ちょうど今頃といいますか、2月頃に募集かけて採用するというのが常でございますが、どうしても育休を取らなければならないとか育休期間がまた延びるとか、そういう方もございますので、そこは随時会計年度任用職員を新たに募集するなどして対応に当たっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

第21条、22条の関係について何点かお伺いいたします。

まず22条なんですけど、これは新たにということかもしれませんが、育児休業の承認請求が



円滑に行われ、そして次に掲げる措置を講じなければならないということで、3点ほど掲げられておりますが、この条例は4月1日から施行されるということで、この3点についても具体的な内容は整っているかどうか、また、この場でもしその内容が示せるものがあればお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） この勤務環境の整備に関する措置につきましては、人事担当課である総務課で行わなければならない規定となっております。現在のところ、研修も含めて検討中ということしか今のところは言えないなと思っています。担当のほうで話ももう既にしていますので、ただ、どういう研修が必要なのかというニーズも踏まえながら実施をしていきたいなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 検討ということで確認いたしました。

そこでなんですが、もう1つ、このまだ検討中ということなんですけれども、これは決まった段階で決まれば、またはその随時いろいろな形でまた必要性があれば、新しいものも追加されていくと思うんですけれども、この措置についてはその当該者だけに、例えばその申出があったときに御案内というか申し伝えがあるのかどうか。それとも事前に周知されていて、よりちょっとこういう仕組みがあって、取得しやすいように例えば全職員の皆様に通達があるかどうか、ちょっとその辺もお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 職員の周知方法は庁内LANを介して、グループ等で通知を差し上げる形になろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そして最後に第21条の2番でございますが、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないということで規定されますが、これはちょっとないと思うんですが、その不利益を被って、例えばそれがあつた場合にどのような注意なり処罰まではいかないと思うんですが、どういった対応が取られるか、ちょっとその辺最後だけ確認いたしますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） これまではあまり、あまりと申しますか事案としてはございませんが、いわゆるマタニティーハラスメントとかそういった部分について、当事者から申出がご

ございましたら、町で規定を設けていまして、それをいわゆるパワハラ等も含めてハラスメントの認定審査というものもございますので、そういったことを経た上で最終的にはその事実があったのであれば懲戒処分等にも値することになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第65号 南三陸町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第65号南三陸町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第65号南三陸町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は本町職員の派遣を可能とする団体に、一般社団法人南三陸町観光協会を加えるなどしたため、必要な改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第65号南三陸町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の15ページをお開き願います。

最初に、本条例改正の背景について申し上げます。

今年秋に開館予定の震災伝承施設、3.11メモリアルにつきまして、既に指定管理者として南三陸町観光協会を指定したところでございます。

これまでの議会での様々な御意見等を踏まえ、施設の所期の目的の達成、それと円滑な開

館の推進のため、町としても一定程度関与することが望ましいものと判断し、今回の提案に至っております。

改正の具体的内容でございますが、1点目につきましては、第2条第1項で職員を派遣することができる団体として、一般社団法人南三陸町観光協会を加える改正でございます。

もう1点につきましては、第2項におきまして派遣対象職員から除外する職員を整理するものでございます。

具体的には、これまで括弧書きで任期付研究員は派遣可能という形で規定をしておりましたが、本改正では地方公務員法第28条の4第1項で規定をされている職員ということで、いわゆる定年退職者の再任用職員を派遣可能とする改正内容とするものでございます。

なお条例の施行予定につきましては、令和4年の4月1日とするものでございます。

以上を細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

まずもってあそこの道の駅、観光協会さんに指定管理ということでお任せすることにしたわけです。その人数、ここに議決したとき、観光協会さんができるということを前提で我々は議決しました。そして今回のこの派遣、観光協会に派遣職員を派遣するということの提案になってきました。何か矛盾を感じるんですけども、観光協会に人が足りないからこの職員を派遣してくださいと、そういう捉え方に私解するんですけども、その点いかがでしょうか。

もしできれば、この観光協会さんの、これは議事進行中ですけども、職員数、もう一度観光協会の人数、果たして今までの体制でできないものなのかできるものなのか、資料として出させていたいただきたいと思います、これは議長にお願いなんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 観光協会を担当する道の駅を指定管理として受ける人数がどうのこうのということではなくて、あくまでも今回の提案については、これまでも町として関与を持つべきじゃないのかという議会の中の御意見も踏まえて、一定程度、町の震災伝承について一定の関与を果たすべきだろうということで今回提案をさせておりいただいておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長、観光協会の職員の人数、できますか。商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 現状の観光協会の職員につきましては、昨年の数字ですけれども、常勤で16名でございます。先般今回の3.11メモリアル開館に当たりまして、4月1日付採用で5名の採用は決定しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この開館に向けて5名の人を採用しているというただいまのお話なんですけれども、その方たちでできないものなのか。新たに町の関与が必要だという課長の答弁でしたけれども、そういう町の職員が就かなければできない。そういうところに私から言わせれば指定というものをさせるのかという疑問が残りますけれども、今、観光協会さんが5名をそこに向けるといってお話なんですけれども、その5名の職員と派遣された職員との仕事内容はまるきり別個なものなんでしょうか。最初からその5名でできないものなのか、その辺伺います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 観光協会に派遣することにはなるかと思うんですが、業務自体は観光協会の業務の、あくまでも3.11メモリアルの業務について職員を派遣するということとございまして、町として世界あるいは日本各地から様々な御支援をいただいて、町として震災の伝承について、あるいは防災について伝えていく責務があるというところを目的に建てた施設でございますので、そこに町が一步しっかり引いて、観光協会のみに関わるといって、震災伝承の使命を町として持っているということ踏まえて、職員を派遣して業務に当たるということとございまして、その部分は、ちょっと冒頭の部分は御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 非常に難しいんですね。このすみ分けというのは。色が付いているわけでもない、仕事の内容として。であれば観光協会に派遣という形でなくて、職員をその道の駅に仕事として入れるという方法もあるかと思われるんです。

何しろこの派遣と言っても職員を入れても、各経費は町で出さなければいけない。観光協会に委託というとその5名の委託、そのお金も町で払わなければならない。そういうことになると果たして町の経費がかさむということは必然的ですね。そういうことまでして派遣しなきゃならないのか。これは当初からのそういう、この前議決した観光協会に委託という議決したところで分からなかったのか。その辺協議はなかったのか。その辺伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 少しかみ砕いて私から説明をさせていただきますが、指定管理者として観光協会の議決をいただいたということは、今、お話しのとおりでございます。

今度は新たに 3.11 メモリアルも含めた形の中で、全体運営を統括をするという立場の人間は必要だということの判断を私はさせていただきました。

とりわけあの場所は、一番はまずは感謝を全世界の皆さん方に伝える場所、そして防災を勉強する場所として整備をさせていただきました。整備中であります。これまでの南三陸町という役場、行政、あるいは町民の方々に対して、全国世界の方々から、企業、個人、団体、多くの方々の支援があった。その経緯・経過を知っている人間があそこの統括をするということは、あの施設を円滑にスタートするという意味におきましては、非常に重要な役割を担うと私は思っております。したがって、そういったこれまでの町としての経緯・経過を知らない、あるいは深く知らない方々に、はい、お任せしましたからどうぞやってくださいということではなくて、一定期間そういったこれまでの 10 年の経緯・経過を知っている人間を派遣をしてスムーズにオープンをしていくということが、私は大事だと思っております。

お金の問題というお話になりますが、基本かけるべきところにはかけなければいけない。お金というのはそういうものだと私は思っておりますので、ひとつ御理解をお願いできればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10 番今野雄紀君。

○10 番（今野雄紀君） 私も何点か確認させていただきたいと思います。

まず今、町長の答弁だったんですが、それを聞く限りにおいては指定管理じゃなくて直営で当面はやるべきだったんじゃないかなという、そういう思いがしましたので、そこをあえて指定管理に出したとそういうことですので、そのところの確認をお願いしたいと思います。

あと、今回この職員の派遣ということなんですが、課長の説明ですと当初の目的を達成するのにどうしても職員を派遣してやらなければいけないと、そういう状況になったということなんですけれども、そこに至ったこの経緯というんですか。本来ならばもう開館しているはずなんですけれども、遅れているにもかかわらずその間準備ができるはずだと思うんですけれども、派遣じゃなくて委託先のほうで。ところが町長が言われるように確かに全世界から応援いただいて、それのおもてなしではないですけれども、対処するには必要だという、そういうことも分かるんですが、やはり前議員も言ったように私たち議会としても、委託に対してよしとしたわけなんです。そのところの兼ね合いというか、一応確認をお願いし

たいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まずはその指定管理としたところの説明を、再度ちょっと提案したときの内容をもう一度説明させていただくんですが、今回設置いたします傳承施設の目的が、今の説明をさせていただいているその東日本大震災の記憶の傳承とそれから防災の学習というところですね。町民の皆さんが自ら語り継ぐこと、その目線で管理運営を求めていく必要があるということがまず1点目でございます。

それから来訪者と町民の皆さんの交流の場でもあるということから、これまでの体験等々を協議することが重要であるということ、そして施設運営に当たっては当然に多くの方々に来館をいただきたいということで、その仕掛けづくりですね、これまでの教育旅行や企業研修などのノウハウを生かしていただくということを目的に、南三陸町観光協会に指定管理を出したという経緯でございますので、そこは施設を運営していく基軸としてしっかりとやっていただくところを、指定管理として設定させていただいたということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10 番（今野雄紀君） 分かったような分からないような、その目的というか趣旨は分かったんですけども、今回こういったような職員を派遣するということに対してなんですが、そこで先ほどの話にも通じるんですけども、まだ時間はあると思うんですけども、

そこで新たに採用した5人の職員と派遣される職員が、どなたというかある程度は決まっているんでしょうけれども、そういった方とシミュレーションを兼ねてトレーニングすれば十分対応できるんじゃないかと、素人考えに思うんですけども。

あとはわざわざ派遣して常駐しなくても、随時、私、かねがね言っているように、委託先と密に連絡を取りながらやっていけば十分できるんじゃないかと思うんですが、その点1点確認したいのと、あとこの派遣に関しては、何か地方公務員法で法律では3年という限度が決まっているようです。そこで本人の同意と派遣先の継続の意思があれば、最長でも5年できるという、そういう決まりはあるようなんですけれども、そこで伺いたいのは、もし今回この派遣の議案が通った場合には、どれぐらいというか、状況判断なんだろうけれども、1年ぐらいなのか、それとも常時、ある程度の年数が必要なのかを2点目として伺いたいと思います。

あともう1点は先ほど説明でもあったように、任期付研究員の方が派遣できないというよ

うな改正になりましたので、私、当初この議案をいただいたときに、それぐらいのエキスパートというか必要だと、誰か活用センターのようにそれなりの方が入って派遣になるのかと思ったんですが、それもできないということなので、派遣される職員は、議決する前なんですけれども、どういった方が派遣されるのか。おおよそ答えられるか、答えられないかわからないんですけれども、そのところを伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ではまず1点目なんですけど、おっしゃるとおり運営をしていくために全くスキルがない状況では、当然に運営できかねるので、議員が御指摘のとおり開館が少し先延ばしになってしまったんですけれども、そこは前向きに捉えて議員おっしゃるところについてはしっかり取り組んでいく必要があるんだろうなと感じております。

一方で、この施設の設置をするという計画の段階から、やはりそれなりの運営に関するノウハウというのは必要だろうということで、指定管理というものも当然にその目標に計画を進めてきたという経過・経緯もあります。

以前、もしかすると答弁しているかもしれませんが、これまでの指定管理制度ですと、直営していた施設を行政効率を求めて管理制度に出していくというのが、これまでのスタイルだったんです。ただ、今回の施設は全く新たなところからスタートをさせていくという部分もありますので、当然町としても、先ほどの答弁で申しましたようなところのノウハウをきちんと持ったところと、やっぱり進んで埋めていかないとうまく回っていかないんだろうなということで、指定管理者として当該団体を提案させていただいたという経緯がございますので、さらに町長が先ほど答弁いたしましたとおり、さらにそこを統括するためにやはり一定程度、町としての関与は必要だろうという判断に至って、今回提案をさせていただいているということでございますので、そこは開館に向けて、お互いしっかりと調整をしながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。簡明にてきばきと発言してください。

○10番（今野雄紀君） そこで確認したいのは、今、課長の答弁があったんですけれども、話はまた戻りますけれども、私たちは指定管理の議決をするときに、このメモリアル等いろいろなデジタル系の仕掛けなり何なりがあって、かなり難しいんじゃないのかと。それでなおかつ委託して、その委託先がそういったスキルというか技というか、技術を持った人を集められるのかということも、確か私、記憶にはないんですけれども、確認させていただいたと思っています。その中でこのようなことになるということは、いかがなものかということも

あります。

そこで先ほど課長の答弁の中で、以前だといろいろな施設、直営でやっていたところを指定管理に出す、そういうことはあったと言うんですが、今回ストレートというか一発で指定管理に出して、このような形になった、このような形というのも変な言い方なんですけれども、職員を派遣するというそういう改正なんです、そこで伺いたいのは職員を派遣することによって、町長が先ほど言ったような当初の目的というのが、新たに採用された5人含めて確実に実現できるのかということを確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 御懸念の部分はありますし、当然我々もこれから運営をしていくということで、全く不安がないというわけではないんですが、やはりしっかりとしたものをつくっていききたいという思いもありますので、そこはおっしゃる部分を払拭できるようにこれからはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号の質疑を続行します。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは私からも何点かお聞きしたいと思うんですが、先の質疑答弁でいろいろと内容等を把握いたしました。

そこでなんですが、派遣される職員の方は3.11メモリアルを本当に広めていくためにも重要な方だと思いますし、またそれも統括という言葉も答弁の中にはございました。その方なんですが、もうこの条例が施行されて派遣されることが決まりますということで、その道の駅さんさん南三陸でございますが、その職員の方の肩書というのはこれはもう決まっているのでしょうか。またその肩書はそのままずっと固定されるものでしょうか。ちょっとその点をお聞きできればと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） はっきり現時点で申し上げまして、人選も含めてこれからということで、ただ施設そのものの性格といいますか、所期の目的、そういったものを勘案して、



人選を行うことになろうかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それではその方が道の駅に職員で行ったときの肩書というのはまだ検討中という理解でよろしいのでしょうか。ちょっとその点再度、もう一度お願いしてよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 念のためちょっと御説明をさせていただくと、今回の指定管理の制度は伝承館という施設だけで、全体が道の駅なんですけど、道の駅の指定管理ではないということなので、その御理解をお願いしたいということと、その肩書につきましては先ほど総務課長が答弁しましたとおり、現時点ではまだ何も決まっている状況にはないということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。5番佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） このせっかくの職員の方には申し訳ないんですけども、もったいないと思うんですね、ここに派遣するというのはね。それで私は、私の考えとしては、外部からの任命、この制度を使って外部の人の任命はできないものかどうか。その辺、まずもってお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど御説明をさせていただきましたが、この10年のこの南三陸町の歩み、これをしっかりと知っている人間でないと施設の統括をできるということはなかなか難しいと思います。したがって繰り返しますが、この南三陸町の復興の歩み、このものを自分の肌感覚で知っている人間が行かないと、なかなかスムーズに運営をスタートするということは難しいという判断でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 今、町長、先ほども答弁の中で世界のお話も出てきましたけれども、この震災を篤と知っている方にやってもらえれば、それはそれでいいと私理解したんですけども、それでいいんですかね。であれば、もし許すのであれば、そういう方を選んで任命したほうがいいのかと思っています。名前を挙げると申し訳ないんですけども、上げないんですけども、いや、本当もったいないのね、町の職員の方がその観光協会の一員とか派遣されるというのは、これからプロパーが足りなくなる時点で、1人でも2人でも多く必要なときに抜けていくというのは、あれかなと。

無駄話になるようかもしれませんが、私の話をちょっと聞いていただきたいと思います。町長がおっしゃったようにこの震災をずっと分かっている方であれば、前議員でありました。倉橋誠司さんは適任者かなと思うんです。

○議長（星 喜美男君） ちょっと5番議員、ちょっとそれは、質疑を行ってください。

○5番（佐藤雄一君） いや、じゃあ外部から任命というか、そういうお願いしてその運営に当たっていただくということは、私はこの町にとってもいいのかなと。全て職員の方々、この10年間で全て網羅しているという方はある役職だけだと思いますので、全ての人がこの震災、失礼ですけどもね。1から10まで分かっているという方は、多分書類上だけだと思うので、人間関係から何かしてみれば、私はもったいない、職員を派遣するというのももったいないと思います。それについて、あくまでもやっぱり職員を派遣するというような考えを持っているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ね、そこを統括する人間として一番ふさわしいのはね、私だと思っているんですよ。しかし、私がそちらのほうに行くわけにはいきませんので、私と共に復興10年を歩んできた人間をそちらの統括として出したいということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 世界に網羅するために、先ほど町長も言うておりましたが、いろいろなお客さん、来町してくれる、来ていただける皆さんに対応できるのは、いろいろなお話のできる方が最適ではないのかなと。多分これからどうなるか分かりませんが、話合の中で、もともと役場の職員の方だと思いますが、精通しているのはそういう方のほうが一番つながりを持てると思うんですけども、一般の人から見てみればそういう運営の仕方も一理あるのかなと、私、考えたので、その辺をもう一度答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、佐藤議員がおっしゃったとおりです。そういう方をお出ししないとなかなかスムーズにスタートするというのは難しいということですので、佐藤議員がおっしゃったとおりのそういう人材を派遣をしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 66 号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 6、議案第 66 号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました予定されました議案第 66 号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、職員に給与を支給する際、職員からの申出に基づき控除することができる保険料等について見直ししたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 66 号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

最初に条例改正に至った背景を申し上げますが、昨年 10 月から職員駐車場の使用料を徴収してございますが、条例に給与から控除する明確な定めがないということで、現状に照らし合わせて改正をしたいというものでございます。

議案関係参考資料の 16 ページをお開き願います。

第 25 条の第 1 号（1）では、団体取扱いの損害保険等を想定し保険種別の表現の適正化を図る改正内容となっております。

第 2 号につきましては、職員駐車場の使用料などを控除対象とすることを想定いたしまして、条文を追加する改正内容となっております。

どちらかという本改正につきましては、政策というよりは事務的な取扱いの部分について改正することとなっております。

条例の施行予定日は、令和 4 年の 4 月 1 日としてございます。

以上を細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺いいたします。

この駐車場代を徴収するという事なんですけれども、これは国、県に準じたものでないので、当町では雇用主が駐車場を設けてそこに働きに行くという、大概の事業所はそうです。役場も事業主から考えれば、町長が事業主で皆さんは社員ということなんですけれども、そういう形で町内はなっているかと思われるんですけれども、その徴収をするという、駐車料金、駐車料を徴収するという根拠ですね。それをお示しいただきたいのですが。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 駐車場の使用料等につきましては、役場職員限らず町内の事業者でも例えば町有地等を使用する場合は、使用料、賃借料を払って借りると、個々人で支払うと言った形になっていますので、それと同じような形で町職員につきましても、町有地を使っている限りは一般の利用者と同じ形で徴収するのが無難であるという形の中で、今回駐車場料金を徴収しているといった形になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、町内でそういう事業者があるということをお伺いしたけれども、それはどことは聞かないですけれども、私の記憶はそういうところがあるのかなという思いが今、しましたけれども、そうした場合、役場関係、支所含めて平等に皆扱うのか、その辺お伺いいたします。

そうでないと、そっちさ行った人は駐車料金を取られない、こっちの人は取られる、不公平が生じると思うんです。町内にそういう事業者がいるということは、今、改めて思いましてけれども、そうすると今後とも町内の業者さんがそういう駐車料金を取るような形になっていくのかな、だんだんとはね。それが普及してますます働きに行くことが大変な、そういう時代が来るのかな、地域性になっていくのかな。そういう思いがします。都会であればいざ知らず、この辺はそう駐車場がないわけじゃないですので、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 分かりやすいように説明をさせていただきますが、災害公営住宅の住民の方々、駐車料金を納めていただいております。私ども職員についても同じ町有地に車をとめるというようなことになりますので、災害公営住宅の皆さんが駐車料金をお支払いをしているのに、我々が払わないという、そういう道理はないということです。ですから我々も

同じように、駐車料金をお支払いをするというようなことで、今回こういう形になりました。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） この職員平等で徴収するののかという問いですけれども、全部プールにして徴収するといった形でやっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 67 号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 7、議案第 67 号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 67 号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、看護または看護補助の業務に従事する職員に対し、支給する夜間看護業務手当について、その支給要件及び支給上限額について見直したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 67 号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案関係参考資料の 17 ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、人事院規則が改正され国家公務員の特殊勤務手当のうち夜間看護等手当の支給額が改定されていることから、国家公務員の手当に準じ改正するものでご

ざいます。

具体の改正につきましては1点目といたしまして、支給の要件について、深夜の業務2時間以上の従事を1時間以上の従事と見直すこと。

2点目といたしましては、支給金額の上限を1回につき6,800円を7,300円に引き上げるものでございます。

なお、条例の施行予定は令和4年の4月1日とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺いします。

時間が短く1時間以上従事した、2時間から1時間以上従事した。それで1回、現行は1回につき6,800円を超えない範囲で、改正後は1回につき7,300円を超えない範囲となっております。時間が短くなって金額も高くなりました。現行より500円上がっているわけですが、1時間以上従事した場合とありますけれども、この場合時間外勤務と、例えば例を申せば、3時間、2時間時間外をしましたと。そうした場合これを計算すると、どちらが有利なのか。2時間あるいは3時間にした場合、そういう計算を分析なさっていますでしょうか。有利な方法を使ったほうが職員にとってはいいと思われまますので、その辺まで計算してあるかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ただいま御質問いただいた件について、時間外ということですが、夜間勤務という、夜間看護等手当ということで夜間の特殊勤務に対しての手当でございます。時間外はあくまでも通常業務の超過した部分の時間外でございますので、そもそも昼間から日中働いてそのまま時間外で夜間勤務するというのは、必然的にないということでございますので、あくまでも夜間勤務という夜間の看護等の勤務に対する手当であるということで御理解いただければと思います。

それで時間外との比較はしてはございません。それで1時間以上ということですが、現行の規則では、時間について3段階に分けて支給額を決めてございます。今回の7,300円といいますのはあくまでも上限でございまして、これまでは2時間以上4時間未満で2,900円、4時間以上で3,300円、全部を網羅する勤務時間となりますと6,800円でございました。

今回の改正で規則も改める予定でございまして、規則につきましては今度は3段階から4

段階にする計画でございます。

1時間以上2時間未満が2,150円、2時間以上4時間未満が3,100円、4時間以上が3,550円、全部を網羅する勤務が7,300円ということで、勤務時間の段階に応じて手当額を措置するというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの話を、金額を知りたかったんです。その多いほうを採用してくれということ saying していたんじゃないんです。その根拠となる算定方法をするのに、何をもって算定方法としたのかというのを聞いたかったんですけれども、その時間外を対象にしたほうがいいのではないかとということを先に申し上げたんですけれども、今お伺いすると、その3段階を4段階にして、そしてそれぞれ2,150円から7,900円ということで4段階にしたということで分かりました。

現在、このような夜勤の人たちが何人ぐらい、月どの程度、何時間ぐらいというか何日ぐらい、職員の数でいくと何人ぐらいで、大体金額がこれぐらいと分かっているのであれば御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 実態、令和2年度の状況で御説明いたしますと、先ほど3段階が現行の支給になっていますが、ほとんどが時間を区分をしないで全部という取扱いで勤務をされているようでして、月大体240回、月の日数にもよる、月の日にちの日数にもよりますけれども、217回から247回の間となっております。実際のこれまでの支給額ですが、令和2年度で申し上げますと、月大体160万円ちょっと超えるぐらい、1年間にしますと1,960万円ほどでございます。それが今回の改正でどう変わるかといいますと、金額、1年間のトータルで約144万円ほど支給額が増えるといったような状況にあります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると今のお話ですと、3段階であれば限度額6,800円。それで今後は7,300円の支給ということで、これを施行した後には、144万円のプラスになるという解釈でよろしいんですね。2年と3年度は。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） 答弁要りますか。今、言ったとおりなんですけれども。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 御説明したとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 6 8 号 南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 8、議案第 68 号南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 68 号南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、消防団員の定員及び報酬について見直したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 68 号南三陸町消防団の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案関係参考資料で御説明いたします。資料の 18 ページをお開き願います。

今回の条例の改正につきましては、大きく分けまして 2 点でございます。

1 点目は定数の見直し、2 点目は報酬などの処遇の改善でございます。

最初に定数につきましては、これまで平成 29 年度に被災エリアの組織の再編による見直しなどで定数を 630 人から 500 人に改正した経緯がございます。その後も住宅再建等などによる移動などから、18 ページの表にも記載してございますが、減少が続いております。現在の団員数等の状況を踏まえ、19 ページに記載してございますが、定数を 500 人から 450 人と見直すものでございます。

2 つ目の処遇の改善につきましては、改正に至る背景をまずもって申し上げます。



18ページの下段に記載してございますが、昨年4月13日付で消防庁長官より、消防団員の減少に歯止めをかけるなどを目的として、消防団員の処遇改善を図るよう通知をされました。通知の概要につきましては次の19ページになりますが、本町の報酬で見直しが求められる部分につきましては、この3項の2番と3番でございます。2につきましては、いわゆる団員階級の者の年額報酬は、3万6,500円を標準とすること。3につきましては、出勤報酬を1日当たりとし、8,000円を標準とするということが示されました。

これらのことを踏まえまして、報酬につきまして20ページになります。

この20ページに記載のとおり、全ての階層において見直しをしたいとするものでございます。職責、報酬につきましては、全体で約1.5倍の引上げ額となっており、消防長官通知の団員階層の3万6,500円では年度途中で退団等の場合、一月で割り切れないことから、団員階層では3万6,600円と設定をしたいと考えてございます。

職責による段階区分につきましては、平成29年度の改正におきまして、県内の職責の状況を一つの計数として算出しており、設定をさせていただいておりますので、今回はその段階ごとの職責については特に改正はしておりません。全体的な引上げについては行っているという状況でございます。

出勤報酬につきましては、1回につきを1日につきに改め、出勤の種別に応じて4時間を一つの区分として表のように改正したいと思っております。なお1日につきとなりますと、21ページにあるようなまれなケースといいますか1例もございますので、日をまたぐケースでございます。これは4時間未満の費用、またの出勤は単に2日として捉えず、日をまたいだ1日の解釈を明確にするため備考欄としてこのような表現をしております。1例の部分では、23時50分に火災が発生して翌0時20分に鎮火した場合ですと、4時間未満の出勤という形になります。費用弁償につきましては今回は改正はございません。

今回の報酬の見直しによる影響額につきましては、戻りますが20ページの上段の表の右側に増減と表現してございますが、職責報酬につきましては674万6,000円ほどの増となります。出勤報酬につきましては、東日本大震災以降4時間を超える火災などの出勤はなく、影響額は現時点では見込むことができないという状況になっております。

条例の施行につきましては、令和4年の4月1日の予定でございます。

なお消防庁長官の通知による県内の対応状況ですが、年額報酬が消防庁長官通知の基準3万6,500円を満たしていない団体がこれまで22団体ございます。そのほとんどの団体が来年度から当町と同じように基準に対応する改正を行う見込みとなっております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

まずは500人を450人にするっていうことで、団員、今までですと、団員のなり手が無いということで大分危惧されてきておりました。そうした中でここで50人減るわけですけども、今後いろいろな災害が見込まれる中、やむを得ず50人を、人数が団員になる人が少ないから50人に減らすのか。それとも今の人数で間に合うから対応できるから450人にしたのか、その辺の根拠をお伺いします。

それと、今、22団体が国の基準を満たさないでやっているから、新年度からこれ、基準を満たすような金額、報酬を上げるんだということですけども、そうした場合、時間は分かかります。4時間未満に、1回につきではなくて、そういうふうに時間でやりますよということも分かかります。この金額というのは国から示された額、最低は3万6,500円から割り切れる額で3万6,000円ということなんですけれども、これは団員にまだお知らせはしていない、この議案が通ったらすると思うんですけども、希望として、団員の中からいろいろな話、今までの中で報酬が低いとかそういう苦情というものがあつたのかなのか、その辺も併せてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 実際、町の消防活動を担う数字として、ベースとしてどれぐらいが適当なのかというのはなかなか、計る物差しというのはございません。人数の問題もありますが、人口の問題、あとはエリアの問題、そういったものもありますので、一概に言えるものではございませんので、そこは適正な数というのは割り出せない。

ただ現状の数値、先ほど説明しましたけれども、18ページの表にありますとおり、令和3年度当初で439人で、この1月1日現在では432人という数字になっております。こういった減少も踏まえて、500人のままですと補償報償組合などの掛金については、条例定数で掛けておりますので、かなり乖離があることで100万円ほど無駄になっているという状況もございしますので、そこは自治体の実数に応じた定数にすべきということで、今回改正をしているということでございます。

もう1つの金額、報酬等の金額につきましては、国の消防庁長官の通知で基準がお示されたということは先ほど申し上げました。この金額、これまでの報酬について、うちの消防

団員では心の中では安いよなと思っている方はおりますが、面と向かってそれを低いからどうのこうのといったようなお話を我々に届けている方はおりません。逆に、その周り、消防団以外の方から上げるべきだと。

特に今回の見直しに当たっては、報酬審を経て今回提案させていただいていますが、報酬審の委員からはもっと上げるべきだという声も実は意見としてございました。町とすればまずはこの段階でということで、今回提案をさせていただきましたので、消防団員にも特に報酬額についてはお話ししておりません。

夕べの団長・副団長会議のときに、こういう考え方で提案をしているというお話だけは担当のほうからしたようでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） なり手もない中、そして今回の改正は団員の皆さんに意識を高めることの一つにもなるのかなと思われま。というのも今から火災だけじゃなくて、今、頻繁に災害等が発生している中で、やはり率先して仕事を担っていただく消防団員の皆さん、仕事をもちながら、自分の仕事をもちながら、こういう現場に駆けつけなければいけないというそういう仕事ですので、やはり仕事も大変だけれどもやってよかった、そういう当町の現場を持つ消防団の人たちに少しでも役に立つのであれば、これは国レベルで、国のもっと上げればいいんでしょうけれども、落とすところとして今、国の案を打ち出したということですので、これについては前向きに了とするものであります。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。よってこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後00時02分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第69号 南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第69号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。本案は、交通安全指導員の定数並びに交通安全指導員及び地域安全指導員の報酬について見直したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第69号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案関係参考資料の22ページを御覧いただければと思います。

今回の改正につきましては、先ほどの消防団員の改正と同様に大きく2点ございます。

1つは交通安全指導員の定数の見直し、2つ目は交通安全指導員並びに地域安全指導員の報酬の見直し、いわゆる処遇の改善でございます。

最初に、交通安全指導員の定数の見直しについてですが、これまで合併時から見直しが行われてきませんで、現状の指導員数と大きく乖離していることから、現在の状況を踏まえ、23ページになりますが、中段になります。35人の定数を20人に見直すものでございます。交通安全指導員は、震災後の道路環境が整ってきた一方で、今後スクールバスの段階的な縮小など町内の交通安全保持に対応するため、指導員の確保が課題となっている状況でございます。

次に処遇の改善についてですが、交通安全指導員、地域安全指導員につきましては、消防団員と同じく非常勤特別職に位置づけされております。消防団員の報酬の見直しと同様に、その基準を参酌して改正を行いたいというものでございます。

交通安全指導員の職責報酬につきましては、23ページの下段のほうに表にして記載してお

りますが、一般の指導員につきましては、消防団員の年額報酬に合わせることを基本に、職責による段階区分はこれまでと同じ考え方で改正をしたいというものでございます。全体的にはそれぞれの区分において1.7倍の額という形になります。定数見直し後の20人で影響額を算出しますと、右側の下段のほうにあります、34万3,800円の増となる見込みでございます。

次に24ページを御覧願います。出勤報酬ですが出勤報酬につきましても、1回につきという取扱いを消防団と同様に1日につきということで見直し、災害時に係る出勤報酬を含め4時間を一つの区分にして、表のように見直したいと考えております。出勤報酬の1日の考え方は消防団とほぼ同じで扱いをいたします。出勤報酬における影響額につきましては、令和2年度の出勤回数に照らし合わせますと、ここに記載はしていませんが約70万円ぐらいになるという状況下でございます。

次に、地域安全指導員の職責報酬ですが、25ページをお開き願います。

ここに記載の表のとおり、交通安全指導員と引上げの考え方は同じであります。職責報酬の影響額は10人の定数で積算しますと、影響額は16万2,000円の増となります。

次に26ページの出勤報酬でございますが、交通安全指導員とは異なり危険性のある災害時の活動等は実質ございませんので、実地活動による報酬額は低いですが、同様に1回につきを1日につきと表現及び支給区分を見直すものでございます。

緊急出勤はあまり想定されるものではありませんが、1日の解釈は暦日によることを明確にするため、備考欄にこれを新たに付け加える改正となります。なお指導報酬に係る影響額は、現時点では見込まれない状況となっております。

なお両指導員とも、費用弁償の改正はございません。現行のとおりでございます。

最後に条例の施行日につきましては、令和4年の4月1日を予定してございます。

細部説明は以上となりますが、両指導員とも人員確保が大きな課題になっておりまして、今回の処遇改善で安全・安心なまちづくりへの一助となるよう御提案申し上げましたので、御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。何点かお伺いします。

この説明資料の中の23ページですね。定数を見直したということで35人を交通安全指導員、20人に改めると今回の議案ですけれども、今までは復興の道路状況が悪かったから変えないで今までやってきましたという御説明でしたけれども、35人から20人にするというと、地区

それぞれ、地区から出ていると思うんですけども、この15人を減らしたというのを我々から言わせると一挙に15人も減ったなという思い、地域活動ができるのかなという心配があります。この20人に改めるその根拠ですね。これで交通安全が保たれていくのか。20人にしたということに対してですね。その辺をお伺いします。

それから地域安全指導員の報酬も見直されております。これは現行どおり10人、この方たちは地域にいて地域活動をなさっていく人たちでございます。ここは人数が減らないでそのままのようですけども、これからはますますこういう人たち、地域で活動していくことが多くなると思います。そうした中で報酬アップも出ております。ただし私が懸念するのは、指導員会議、その他の会議、それが1回につき1,000円、見直しがなくて1,000円ですけども、この方たちはふだん仕事なさっているので、例えば会議に出て、それぞれの地区から来るから、結構30分、1時間、会議を含めてね、そういう割合ではないと思うので、来ればやっぱり午前中が潰れるとか午後が潰れるというようなことが懸念されます。そうした中で、1日につきこれ改正なくして1,000円で果たしていいのかと。その上の訓練または研修の受講など、1日につき2,000円となっております。その辺はこれらの受講等、研修や受講等と同じ額に2,000円にすべきでないかなと。会議に来て2,000円、1,000円ではなくて、2,000円支給すべきでないかなと思われまじうけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初に定数の関係ですが、定数は確かに35から20人に減るという改正内容になってはいますが、22ページの実数のところを見ていただきたいんですが、現状として35人という数字を見込めるような状況になっていないということから、現状の数字に合わせた改正ということで御理解いただければと思います。

これは地域安全指導員も同じでございますが、定数の見直しございませんが、今は定数10人ですが、実際の充足数は8名です。ですのでこちらは逆に、その実数に応じて改正の必要がないという判断でございます。

それと安全指導員の会議の1回につき1,000円を2,000円にすべきじゃないかということですが、考え方としてそういうことも可能なのかなと思います。ただ、この方々は特に会議をする機会というのは、逆に年に本当に限られたときでございますが、ふだんから活動する際、町の一旦町庁舎においでになって、そこでちょっと打合せしながら出動していくような活動体系になっておりますので、会議自体が2,000円だからという部分、1,000円だからという部分ではあまり当人、指導員について御意見もいただいたこともございませんし、むしろ実際

の活動に対して適正な報酬を出すべきだという改正の内容になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると20人というのは、現行、今現在そういう人数で動いているから、それでということなんですけれども、それでいろいろ道路が変わって以前とは違いますけれども、それで町内がこの交通体系がこの人数で保たれていくのか。町民に不安を与えないのか。その辺いかがでしょうか。

また、この地域安全指導員の方たちも、今言った会議といっても年に1回ぐらいだということでは分かりましたけれども、仕事としては地域安全指導員の方たちの体制を強化するために、やはり地域で活動していただく方々なので、その辺を会議が1回だけでなくで地域の様子などを話せるそういう場を年に1回と言わず、そういうことを場を設けることが大切でなかろうかなど。それぞれの地区で話し合っ。そういうことが大事でなかろうかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。年に1回だから1,000円というのではなくて、それをもっと活発なものにさせていくというようなことの仕掛けは、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 交通安全指導員の定数ですが、これも消防団員と同様にこれぐらいないと町の交通安全を保持できないとか、そういった物差しがない状況です。逆に一方では、火災とかありますといち早く駆けつけて、消防車両、一般車両、そういったものの交通整理に当たったりとか、確かに数が多ければ多いほど活動自体もいいのかなと思いますが、何せなり手がなかなかいないという状況でございますので、今回の報酬の見直しはその定数確保に、定数確保も含めてですが、増員になることを一つの期待として報酬を改正しているという意味合いもございます。そういったことで増えていただければ、なお町とすればありがたいのかなと思います。

それと地域安全指導員につきましては、安全な社会をつくるために現在やっております活動は、青パトで町内を巡回して防犯活動を見守るような形で活動をしてございます。こちらについては、各地区に出向くというよりは、町内全域をパトロールして歩いている活動でございます。町内に地域に入り込んで何かをするというよりは、防犯上問題ないかどうかをパトロールして歩いている。それが一つの地域活動にもなっております。

ただ、こちらにも逆に危惧しております、年齢層が非常に高い。平均年齢も70近い状態、70歳を超えているかもしれません。そういった状況の中で、処遇を改善することで少しでも

若い方々につないでいってほしいというのが我々の狙いでありまして、1会議に2,000円出したからという部分よりは、消防団員、交通安全指導員、そういう方々と同じく非常勤特別職という位置づけのもと、ある一定の報酬額を担保して世代交代も図れるような状態をつくり上げることが我々の責務だと思っています。そういうことで今回提案しておりますので、いろいろな考えがございますが、そういうところは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今回の改正はそういうところを担保するということではそれは理解します。ただパトロールだけというようなお話のようですけれども、そのパトロールが地域に根差した、町全体を地域全体がパトロールするのであれば、歩くなり町民の目にとまる、そういうのは例えば例を言いますと、この車は地域安全指導員の車がパトロールしていますよという抑止力になる、地域の。そういうことを考えると、やはり今までのやり方と違って、もう少し地域を回っていることが町民に目につくというようなやり方も考えられないのかなと思います。そうした中でそういう車、多分公用車を使っていると思うんですけどパトロールに。どのようなやり方をしているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 恐らく青パトでパトロールしている姿は町民の皆さん、重々御承知かと思えます。車については防犯協会という位置づけの中で、車を所有しているということで、それでその車でパトロールを行っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第70号 南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英資金貸付  
基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第70号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英



資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は民法の一部改正により、本年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

- 企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第70号南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は23ページ、議案関係参考資料27ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本件につきましては、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことなどを目的として、民法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、成年の年齢を20歳から18歳に引き下げることなどの内容が本年の4月1日から施行されることに伴い、本町条例のうち成年に係る規定の見直しが必要となる南三陸町交通安全指導員条例及び南三陸町育英資金貸付基金条例について所要の改正を行うものであります。

初めに、南三陸町交通安全指導員条例の一部改正では、成年年齢の引下げに対応すべく第3条第1号において指導員の任命に係る年齢要件を満20歳以上の者から満18歳以上の者に改正し、隊員となれる年齢が引き下がることとなります。前議案同様に隊員の確保につながるものと期待するところであります。なお成年に達しましても、高校在学中の者については当然に任命は行わないこととなります。

次に、南三陸町育英資金貸付基金条例の一部改正では、民法における成年年齢には1人で有効な契約をすることができる年齢との意味合いと、父母の親権に服さなくなる年齢との意味合いがございます。

この趣旨に鑑み、第3条第2号において貸付対象者の要件の一つであり、就学に関して本人及び保護者の経済的負担が困難であることに関して、保護者の次にまたは同一生計者を加え、改正後、本人が成年者となった場合には、本人と同一生計者の者の経済負担が困難であるという整理を行いまして、改正前の要件の継続性を確保するものでございます。

なお本議案とは直接的な関係はございませんが、成年年齢の引下げにより、町民の皆様の

関心が高いと思われます成人式につきましては、これまでどおり20歳を迎える年にとの方向にあると伺っており、式典の名称等については今後検討されると伺っております。

最後に本条例の施行日は法律の施行日と同一の令和4年4月1日としております。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第71号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第71号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第71号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第71号になります。南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

議案書は25ページ、議案関係参考資料は28ページになります。

今回の改正につきましては、国におきましてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の個人情報保

護条例第2条で引用しております2つの関係法律が廃止されることになったことから、改正するものでございます。

具体的内容につきましては、議案関係参考資料28ページになります。

第2条中に記載のとおり、2つの法律が廃止されることに伴いまして、第2条第2号、第3号、第8号における引用先を個人情報の保護に関する法律にするものでございます。

条例の施行予定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日に合わせ、令和4年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第72号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの開設時間を延長したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第72号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条

例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書27ページ、議案関係参考資料29ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、放課後児童クラブの学校の休業日の開設時間を午前7時30分からとし、保育所の開設時間に合わせるものでございます。

なお、小学校の春季休業開始日である令和4年3月25日より施行予定であります。

以上、簡単ではありますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。この児童クラブがあるということは、存在するという事は、すごく父兄の人たちも助けられて安心しているところであります。その点については感謝申し上げます。そうした中で現在の学童クラブの受入れをしているのは戸倉もあると思うんですけれども、以前は戸倉は利用率が少ないということだったんですけれども、今、どこどこの稼働している学童クラブね。戸倉もやっているのか。確か、歌津、名足と伊里前は一緒に歌津でやって、志津川は志津川、戸倉もあったけれども利用者が少ないということだったんですけれども、その辺どうなっているのか、また、入谷の状況もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの御質問ですが、志津川とそれから歌津地区については従来から開設しておりまして、戸倉も10月1日から開設いたしまして、現在は5名程度の利用ということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 戸倉の方は5名ということで、保護者の人たちも安心していると思うんですけれども、そこで入谷が前からない、なかったと記憶していますけれども、今後の予定として、入谷に放課後児童クラブを開設する見込みがあるのかないのか、親御さんからそういう希望があるのかないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 現時点では、利用希望者が少ないということもありまして、必要時にはタクシー等を利用していただきながら、志津川の児童クラブのほうで利用していただいております。今後利用ニーズが高まれば検討していく必要があろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、最初は戸倉もそうでした。それが今5名になったということは利用されているということで、父兄の人たちも安心しているところですけども、入谷は今、お伺いしますと、志津川のほうにタクシーでということは、お1人でも通われている児童さんがいるということの解釈でよろしいでしょうか。今後そこをタクシーから、あるいは2人3人となってくれば、開設するという見込みも併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） この場ではちょっと今何名から、入谷で開設するということはお答えはできないんですけども、現時点で志津川の放課後児童クラブも定員がちょっといっぱいになってきておりますので、ちょっと総体的にいろいろ検討させていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は令和3年度町道横断1号線道路改良工事（その2）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） それでは議案第73号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は28ページとなります。

契約の目的。令和3年度町道横断1号線道路改良工事（その2）でございます。

契約の方法。制限付一般競争入札による契約。

契約金額は8,580万円となっております。

契約の相手方は阿部藤建設株式会社でございます。

議案関係参考資料30ページを御覧ください。

工事場所につきましては、入谷字天神地内。

工事概要につきましては、施工延長220メートル、幅員が5.5メートル、道路土工一式、排水構造物一式、下層路盤1,660平米、上層路盤1,600平米、表層1,580平米の工事となっております。

入札執行日は令和4年2月14日。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで。

本工事に関しては、今年度追加交付された社総交を財源に行う事業であり、令和4年12月の工事の完了を目指しております。

31ページには、位置、工事箇所的位置図、32ページには平面図、33ページには標準断面図を掲載しております。

具体の場所といたしましては、押立橋下流で、平成28年から29年に施工済みの箇所と平成30年から今年度施工済みの箇所の間の道路改良となっております。

34ページには工事請負仮契約書をつけております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何だか私ばかりで、ほかの議員さんたちに申し訳ないんですけども、まずこの横断1号線、延長220メートルということなんですけれども、この1号線、皆さん重要視されていつ終わるのかなという思いがいたします。そうした中でこの220メートルが今回出ていますけれども、全線1号線が完了するという、その予定年度、これから何年かかるのか。その辺お伺いいたします。

社総交の割合何%、これ。この額の8,500万円のうち社総交が何割入っているのか、その辺

財源内訳も併せてお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） この横断1号線、今現在行われているのが1期工事でございます、こちらの完了予定が令和6年度となっております。

財源の内訳ですが、社総交でいただいているのが55%、社総交としていただいております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この1期で令和6年度、あと3年あるわけですけれども、それで完了ということになるのか。もっとあるのか。それから社総交が55%ということですが、あとの45%、県と一般財源があると思うんですけれども、その辺も併せてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 令和6年度一応完了を目標にやっておりますけれども、現在も社総交の事業ですと、予算、国からの補助の割合が思わしくなく、工期が期間が今までも延びておりますので、今後も社総交のつき次第ではもしかすると延びる可能性があるかと思えます。あと55%、事業費の55%を社総交としていただいているんですけども、その裏は地方債、起債を充てておりまして、今回は国の補正予算に伴う社総交の追加配分でございますので、今回、地方債で充てているのが、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債を充てております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第74号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第74号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その1）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第74号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は29ページです。

契約の目的。令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その1）でございます。

契約金額。変更前、9,460万円、変更後、9,232万7,400円、227万2,600円の減額となっております。

契約の相手方。株式会社サトー工務店でございます。

議案関係参考資料35ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しております。

すりつけ工の減となっておりますが、施工業者との調整により既設擁壁を取り壊しせず、床掘りが可能であることを確認できましたので、減工いたしております。

36ページには位置図と平面図、具体の場所ですが、天神バス停、高貞商店よりもやや上流側でございます。

37ページには、工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。



これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第75号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第75号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第75号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は30ページとなります。

契約の目的。令和元年度町道横断3号線外道路河川・災害復旧工事（その2）でございます。

契約金額。変更前、1億1,220万円、変更後、1億1,204万1,600円となっております。15万8,400円の減額となっております。

契約の相手方。株式会社須藤建設でございます。

議案関係参考資料38ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しております。

重厚岩破碎の増とすりつけ工の減が主な変更となっております。擁壁工の床掘り中に出てきました重厚岩の破碎に要する費用の増額と、施工業者との調整により既設擁壁を取り壊せず、床掘りが可能であることを確認できましたので、このことによる減工分で減額となつ

ております。

39ページを御覧ください。

39ページには位置図と平面図、横断図があります。

こちらのそれぞれの具体の場所ですが、81008号が千刈田バス停付近、81009号が水車小屋付近、810105号が林際生活センター付近となっております。

40ページを御覧ください。こちらは工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） おかげさまで災害復旧工事ですか、台風の被害の工事がほぼ完了になって変更になった形でございますが、この現場でちょっと関連になるかと思いますが、この場所、停留所が2か所ございました。1か所、千刈田のほうの停留所、それは台風被害に遭わないで、工事をやるために一時撤去して、あとはそれ再設置はできない、古くなってできなかったもので、そちらのほうは補償が受けられたと。あと、今説明あった水車小屋のほうは、台風19号ですっかり流された停留場でございます。そして地域性もすぐ隣なものですから、片方は補償された。片方は台風で流されたが、跡がないために補償できないというようなことのようにございました。

そういう関係でこの地域を見ますと、林際学区は通学バスが通っております。この水車小屋の向かいには子供たち5、6人ですか、何もない場所でずっと待っているものですから、いろいろそのいきさつ等について何とかしてもらえないかということでお話はしたんですが、なかなか難しいと。その辺考えた中で、やはり同じ地域ですので補償はある程度必要でないかなと思いますが、その辺いかなものなのでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） バス路線の関係もございますので私のほうから答弁をさせていただきます。

御質問にありましており、今回その両方のバス停の停留所というんですか、につきまして、一方は工事に起因をする復旧ということで、そのもの自体の復旧がなかなか難しいので補償という形を出させていただいているということでございますが、一方のほうについては残念ながら今回の復旧工事の同じような形態を取れないということになりまして、工事側でのその復旧が難しいということでございます。

一方、バス路線ということでのその停留所等の整備ということにつきまして、現在はそれを設置するための補助制度等々は持ち合わせてございませんので、なお、先日よりそのバス路線のお話がいろいろ出ておりますが、今後も路線の見直し等々の中で、停留所の位置等々の検討も当然必要になってくると思っておりますので、今後の検討課題ということにさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） いろいろな規定基準は分かりますけれども、やはり地域の方たちはそうは見ないと思います。片方は台風で流されて片方は台風で流されなくて、あつたやつが補償をもらって再設置やると、そういう話の形ですので、やはり台風被害のほうもそれ以上ウェイトが多いんじゃないかなと、上でないかなと思いますので、やはりその辺、町長、どのように思いますかね、今の。条件といいますか被害の値では。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 場所については今お話しいただきましたので、大体想像、想像というか分かりましたけれども、今、初めてその話について今お聞きをしましたので、いずれ担当の企画のほうではそういう見解ですが、佐藤議員が言うように、同じ子供たちがということの考え方をすれば、そこは少しこちらとしても引き取らせていただいて、うちの町のほうとしても少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第76号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度普通河川桜葉川河川災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第76号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は31ページとなります。

契約の目的。令和元年度普通河川桜葉川河川災害復旧工事でございます。

契約金額。変更前、1億1,000万円、変更後、9,908万9,100円となっております。1,091万900円の減額となっております。

契約の相手方。株式会社遠藤組でございます。

議案関係参考資料41ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しておりますが、施工業者との調整により仮設工における交通誘導員の減によるものとなっております。

42ページには平面図、こちらの具体の場所ですが、町道松笠線押立橋付近でございます。

43ページには、工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第77号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第77号工事請負変更契約の締結について、細部説明させていただきます。

議案書は32ページとなります。

契約の目的。平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額。変更前、16億1,285万7,000円、変更後、16億1,122万5,700円。163万1,300円の減額となっております。

契約の相手方。太田組・遠藤組特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料44ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しております。

工事も最終

段階となっております。土工数量の増は全体の土工数量が確定したことによるものでございます。また、ブロック積み擁壁工の減は、現地の状況により数量を変更したことによるものでございます。

45ページを御覧ください。

平面図でございますが、赤文字及び赤の円の箇所が今回の変更か所でございます。

46ページには、工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番(及川幸子君) 8番及川です。1点お伺いいたします。

参考資料の44ページですね。の中で下段のほうなんですけれども、安全施設で照明灯4基、それから標識1基となっております。これは震災前からあった個数なのか、新たに追加されたのか。ここの漁港ですね。この内訳をお伺いいたします。

○議長(星 喜美男君) 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長(佐々木一之君) 議案関係参考資料45ページを御覧いただきたいと思います。こちらの星のマークになっているかと思いますが、安全施設標識照明灯がありまして、こちらは新たに設置しております。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。及川幸子君。

○8番(及川幸子君) ここは完全なる町の漁港だと思われましてけれども、なぜ聞いたかというところ、県管理のところはそうなんですけれども、あった、なかったということで設置しかねる、ということもあるんです。だからここは町管理だからそういうことがなくて、要望されたその4基、それと標識1基、標識っていうのは湾外だと思われましてけれども、今照明の4基が分かりましたけれども、それはLEDの街灯なのか、要望どおりのこの4基があるからかなり明るいかと思われましてけれども、その辺再度お伺いいたします。

○議長(星 喜美男君) 11番三浦清人君が退席しております。

建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長(佐々木一之君) 照明灯はLEDとなっております。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。(「地域の要望に添った形の要望かということ」の声あり) 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長(佐々木一之君) もちろん工事を行う上で、地域のとの確認は行っております。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

---

午後2時25分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者が離席しております。

---

日程第18 議案第78号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第78号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第78号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は33ページとなります。

契約の目的。平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額。変更前、5億5,545万7,600円、変更後、5億7,830万4,600円。2,284万7,000円の増額となっております。

契約の相手方。株式会社浅野工務店でございます。

議案関係参考資料47ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しております。

地盤改良工の数量の増が主な変更となっております。現地の地盤状況により、改良面積を

106平米増工したことによる増額となっております。

48ページを御覧ください。

こちら平面図であります、上段のほうが海側となっており、海に向かって左側の防潮堤の地盤改良でございます。

49ページには、工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9 番村岡賢一君。

○9 番（村岡賢一君） 9番です。水戸辺漁港の工事につきましては、大変難しい地盤ということで、関係者の皆さん方には大変御苦労されたと申し上げます。

工事中の中で、私たち地区の人たちがいつも話合いの中で出てきますので、とにかくみんな協力してやろうということで、浜の人たちは皆、応援している中ではございます。ただ、ちょっと心配なことがございまして、ここの48ページの図面の中で、この道路という着色された部分がございますけれども、現場に行ってみると分かると思うんですけれども、こっからこの内側に舗装道路が工事の関係でとんでもない傷んでいまして、このままこの道路のところでもし切られてしまうと大変なことになるんじゃないかということで、皆地区の人たちはこの道路だけは何とかしてもらいたいなということで、ここちょっと変形した道路なので急に上がったりして難しいところなんですけれども、ここが物すごい傷んでおりますので、できればこっちのほうもきちんとあの設計工事の中で直していただくと、皆、やってもらいたいということ、要望もあります。

あとそしてこの川っていうのはちょっと違うけれども、この排水、小さな排水、川とは言えないんですけれども、土砂がたまってしまって物すごい河床が高くなっていまして、今、重機のいるうちにちょっとでもみんなでも上げてもらえないかと、ちょっとでも上げてもらえばまた戻るので、ここもお願いしてもらえないかということで言われていますので、この辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今、議員御指摘のあった箇所については、道路、河川、どちらも現場を確認させていただいて、対応させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○9 番（村岡賢一君） いろいろと御面倒をかけますけれどもよろしくお願いたします。終わります。



す。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど確認させていただきたいと思います。

今回48ページの参考資料なんですけれども、左側が何か軟弱だったということで改良になったんですが、そこで伺いたいのは、その反対側のほうは大丈夫だったのか、その点確認をさせていただきたいと思います。

あともう1点なんですけれども、この48ページの一番左側の上のほうの原形復旧となっている防潮堤があるんですが、そこで伺いたいのは、小涼のほうから結局海沿いに海岸線沿い、道路が出ているわけなんですけれども、ここのちょっとした部分だけ相変わらず何もなっていないんですが、こういったところは将来的に続く可能性があるのかどうか、その点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 右側の防潮堤のほうに関しては、特段問題はなく、工事を進めております。

また、原形復旧されているところに行くまでの道路ということなんですけれども、今現時点では、計画等はございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 片側は大丈夫だということで分かりました。そこで左側の防潮堤なんですけれども、私はどっちかというところの折立寄りのほうのこのごちゃごちゃとなっている部分、そこを今回どさくさと言ったらおかしいんですけれども、どうにかならなかったのかというか、そこで再度伺いたかったのは、将来的な形で本来ならば以前の漁港のほうまでずっとつながると有事その他の際にいろいろ有効ではないかという、そういう思いがあったものですから、今後可能性は低いと思うんですけれども、どうにかこの辺ならないかということで、再度伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） もちろん工事、災害復旧でございますので、元あった形に戻すというのが大原則でございますので、なかなかちょっと今の工事の中では厳しいということで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第79号 工事請負変更契約の締結について

○議長(星 喜美男君) 日程第19、議案第79号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第79号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度牧田地区外7地区仮置土整地工事に関わる工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長(佐々木一之君) 議案第79号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は34ページとなります。

契約の目的。令和3年度牧田地区外7地区仮置土設置工事でございます。

契約金額。変更前、2億7,940万円、変更後、3億5,219万8,000円。7,279万8,000円の増額となっております。

契約の相手方。山庄・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料50ページを御覧ください。

主な変更内容を記載しております。

一番大きいのが当初、客土厚を30センチで想定しておりましたが、地元の地権者との協議により20センチ追加し、客土厚を50センチに変更することに伴う増工となっております。整地面積及び舗装面積の増工についても、地権者との協議により変更となっております。仮設

工における敷鉄板については、現地状況により数量を変更したものです。

51ページには標準平面図と客土工の標準断面図、52ページには工事請負変更仮契約書となっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点だけお伺いたします。

牧田地区外7地区でありますけれども、その詳細をお伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） あと、ほかの地区ということによろしいのかと思いますけども、ほかの地区は牧田、中山、長柴、葦の浜、細浦、清水、長須賀、馬場でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今言った、そこから今、伊里前の南側を埋立てしております。その工事との絡みですね。あそこにそれぞれ残ったのを、何ぼ、記憶が4ヘクタールかな。運ぶということ聞いていますけれども、その現場にどのぐらい運ぶのか。その辺、どこの地区から運ぶのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今現在行っている工事の場所には、残りあと3万6,000立米ほど必要ということで土を持ってくる形となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それではこれが全部入ることになるのでしょうか。この面積が出ていないんですけれども、今後入れなければならない3万6,000立米ですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐、「その辺もう少し詳しくお願いします」の声あり。  
建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 残土でももちろん質のいいもの悪いものいろいろありますので、なるべくいい土を今、工事を行っている場所に持ってきておりますので、理想は全て使い切れればいいんでしょうけれども、そうでない形にはなるかと思われ  
ます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第80号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第80号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は戸倉地区において、町道寺浜線に接続する路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者が着席しております。担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第80号町道路線の認定について、細部説明をさせていただきます。

議案書35ページを御覧ください。

路線名。田の尻線。

起点、南三陸町戸倉字下道16番1地先、終点が南三陸町戸倉字下道56番1地先。

幅員が2.3メートルから7.7メートル、延長580.4メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうち、2の1ページを御覧ください。

こちらが位置図となっております、2ページにも一応図面を載せております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第81号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第81号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は戸倉地区において、国道398号から町道上沢内線に接続する路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第81号町道路線の認定について、細部説明をさせていただきます。

議案書は36ページとなります。

路線名。上沢内支線。

起点、南三陸町戸倉字水戸辺166番1地先、終点、南三陸町戸倉字水戸辺183番1地先。

幅員が4メートルから6メートル、延長200メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうち、2の3ページを御覧ください。

こちらが位置図となっております、4ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

---

#### 日程第22 議案第82号 町道路線の認定について

○議長(星 喜美男君) 日程第22、議案第82号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第82号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は戸倉地区における漁業集落整備事業等の工事進捗に伴い、国道398号に接続する路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長(佐々木一之君) 議案第82号町道路線の認定について、細部説明をさせていただきます。

議案書は37ページを御覧ください。

路線名。藤浜2号線。

起点、南三陸町戸倉字藤浜144番2地先、終点、南三陸町戸倉字藤浜145番1地先。

幅員が5メートルから9.2メートル、延長159メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうち、2の5ページを御覧ください。

こちらが位置図となっております、6ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番(及川幸子君) ここの町道なんですけれども、ここの残っているうち、その辺の接続は

なっているのか、これを見るとちょっと接続が見つらいんですけれども、この住宅の中に入っていくとこれは町道でないのか、町道がここだけなのか、接続する、した場合ですね。その辺御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今回は国道から旧藤浜小学校のほうに落ちていくこの道路なんですけれども、終点のところは町道等と接続しております。もともとあった町道と接続しておりますので、この先の家の方々には何ら支障のない形になっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

---

日程第23 議案第83号 町道路線の認定について

日程第24 議案第84号 町道路線の認定について

日程第25 議案第85号 町道路線の認定について

日程第26 議案第86号 町道路線の認定について

日程第27 議案第87号 町道路線の認定について

日程第28 議案第88号 町道路線の認定について

日程第29 議案第89号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第23、議案第83号町道路線の認定についてから、日程第29、議案第89号町道路線の認定についてまで、お諮りいたします。以上7案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本7案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。提出者の説明を求めます。佐藤町

長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第83号から議案第89号まで、町道路線の認定について御説明申し上げます。

本7案は、歌津柘沢地区における路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第83号から89号の町道路線の認定について細部説明をさせていただきます。

議案書38ページから44ページとなっております。

議案で83号の路線名。柘沢1号線。

起点が南三陸町歌津字柘沢77番10地先から終点が南三陸町歌津字柘沢85番18地先。

幅員が8メートルから10メートル、延長170.2メートルとなっております。

続きまして議案第84号の路線名柘沢2号線、議案書の39ページでございます。

起点が南三陸町歌津字柘沢88番5地先から終点が南三陸町歌津字柘沢117番24地先。

幅員が6メートルから6.8メートル、延長が207.4メートルとなっております。

続きまして議案書40ページ、議案第85号、路線名。柘沢3号線。

起点、南三陸町歌津字柘沢88番12地先、終点が南三陸町歌津字柘沢85番20地先。

幅員が6.6メートルから11.7メートル、延長が132.1メートルとなっております。

続きまして議案書41ページ。

議案第86号の路線名、柘沢4号線。

起点、南三陸町歌津字柘沢88番27地先、終点が南三陸町歌津字柘沢117番10地先。

幅員が5.7メートルから11メートル、延長が134.3メートルとなっております。

続きまして議案書42ページ、議案第87号、路線名。柘沢5号線。

起点、南三陸町歌津字柘沢117番11地先、終点、南三陸町歌津字柘沢117番15地先。

幅員が6.6メートルから13.1メートル、延長が78.2メートルとなっております。

続きまして議案書43ページ、議案第88号、路線名が柘沢6号線。

起点、南三陸町歌津字柘沢117番18地先、終点が南三陸町歌津字柘沢82番3地先。

幅員が5.6メートルから6.1メートル、延長が369.9メートルとなっております。



議案書44ページ、議案第89号、路線名、柘沢7号線。

起点、南三陸町歌津字柘沢82番3地先、終点が南三陸町歌津字柘沢117番22地先。

幅員が6メートルから6.1メートル、延長が214.2メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の7ページを御覧ください。

こちらは位置図となっております、柘沢1号線から7号線までを全て1か所に載せております。

次のページの8ページには、平面図を載せております。

左下にはそれぞれの1号から7号までの読み上げました幅員延長等が載せてあります。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

この案については、町の財産となる道路であります。それと柘沢団地の上には復興住宅もあります。あの場所は皆さん御存じとは思いますが、今後の道路改修にも影響を及ぼすところですので、現地調査の動議を提出いたします。

○議長（星 喜美男君） ただいま8番及川幸子君から、現地調査の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がおりますので、成立をいたしました。

直ちに現地調査の動議を議題として採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） お座りください。

起立少数です。

よって、現地調査の動議は否決されました。

会議を続けます。質疑を願います。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

今回、町道認定ということなんですけれども、現在は私道という扱いになっているのか、当然そうだからなんでしょうけれどもその点の確認と、あと先ほど来、この団地の上の復興住宅なんですけれども、そこの通路というのはどのような形になっているのか。この私道、もし私道だったら私道を使って、使わさせてもらってそこの利用になっているのか、その点

の確認1点と、今回こういった団地、歌津地区の事業所の造成で造られた団地ということみたいですので、そこで伺いたいのは、団地の道路を町道認定するという、この提案理由にもあるんですけども、公共の福祉の増進ということで分かるんですが、今回こういった町道認定に至ったもう少し詳しい理由というのをお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 御質問のあった今回この提案のある町道認定でございますが、敷地に関しては町のほうに寄附をいただいております。町のほうに登記も終わっております。それから、この路線から復興住宅のほうに通じる道路につきましても町の土地であります。以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 復興住宅ができるときは町の道路だったのか。その点の確認、寄附はいつなされたのか、もしお分かりでしたら。その点確認と、あと今回こういった先ほど言った、今回町道認定になるこの上程された理由をもう少し詳しくということで、私、お願いしたんですけども、その答弁あったや否や。そのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 当該敷地につきましては、令和2年の3月27日に寄附をいただいております。2年の5月28日に町のほうに登記になっております。それから復興住宅のほうに通じる路線でございますけれども、この柘沢3号線の先、終点付近の土地につきましては、今回の寄附の前に震災直後平成21年の3月20、震災前ですね、平成21年の3月23日に既に寄附を受けておまして、平成21年の3月30日に町のほうに登記になっております。

○議長（星 喜美男君） 理由は。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 多分あの復興住宅関係でお尋ねだったのは、復興住宅が造っているときに、できた後にまだ町に寄附されていないで、私道的に通って使っていたのかというお話の意味合いなのかなと思います。

そこについては災害公営住宅の建設のとき、担当課長でしたのでお話ししますが、確かに開発行為の関係で、隣接者あるいは道路の所有者からこの私道についての利用について、使用について書面をもって御理解をいただいているというものを取り交わした上で、開発に当たっていたということですので、その当時から私道も町がここを通ることについて、書面で取り交わしをしておりました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今回この道路の認定に至った経緯でございますが定義、経緯、定義といたしますか、道路の沿道に独立した住居がありまして、公道がここでいうと国道45号線と連絡しており、本地区住民により一定の交通量が見込まれることから、今後町が積極的に維持管理を行う必要があるだろうということで判断したため、町道と認定するというので決定しました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） もともと何、使用なくというか、町道にならないで使われていたと思うんですけども、それが今回このような形で町道認定という形になったそのいきさつということ、私もう少し分かりやすく、

○議長（星 喜美男君） 今言ったとおりじゃないの。今、建設課長言ったとおりじゃないの。

○10番（今野雄紀君） 支障が出たということなんですか、じゃあ。もう1回だけどうなんです。私にも分かりやすくという感じで、

○議長（星 喜美男君） この住宅と道路の関係でちょっと。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） まず、道路認定の今回うちのほうで決めた定義という形なんですけど、沿道に独立した住居がありまして公道間を連絡して来ていると。この公道間というのが国道45号線と接続しているという意味合いなんですけれども、そちらと連絡しており、地区住民による一定程度の交通量がまず見込まれる地域でありますということで、今後積極的に町が維持管理していく必要があるということで判断したために、今回道路認定の必要性があるということで提案させていただいております。

○議長（星 喜美男君） いや、3回終わっているから、ちょっと。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） その公道間で、要は今までは自分の家の前の道路が自分の家のものだという事なんですか。そういった意味合いなのか。そこで私、このまま聞いても分からないと思うんですけども、そこで最後1点だけ確認をお願いしたいのは、今回私道だった部分が先ほど言ったように町管理ということになるので、民設公営みたいな形になると思うんですが、そういう意味合いではないのかな。

○議長（星 喜美男君） 町の町道ですよ。

○10番（今野雄紀君） 町道だから、ちなみに今後どこかで同じような団地が開発されたとしたら、そういった道路も町道ということに認定になるのかどうかその点だけ確認させていただきたいと思います。分かります。

○議長（星 喜美男君） 誰が答弁、総務課長分かりやすく説明して。総務課長。

○10番（今野雄紀君） 例えば町で復興団地みたいに開発したのなら、最初からできた時点で町道認定になるんですけども、今回民間の方が開発した団地をその道路を町道認定にするというそのことに対して、私、どういったタイミングというか、理由だったのかそこをお聞きしたかったので。そうしないと例えば今後どこか都市部の大手の方が、今の時節ですので大きな開発をした場合に、おのずとこういう前例を、前例って言ったら言い方がどうなのか分かんないんですけども、ことを認定すると、同じような形で今後あるかないか分からないんですけども、開発された団地を町道と認定する必要も出るんじゃないか、そういう懸念があるものですから、そこで伺っておきました。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 恐らく今野議員の御質問の中で、民間の造った道路が町に一旦寄附されていると。土地を寄附されているというのが抜けているので、ちょっと疑問があると思うんですが、町に寄附されて町の土地に、今この道路があるんです。ですので町の土地を道路、町道として認定をするというものでございます。そこちょっと最初の入り口を間違えますとややこしくなりますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっと後で直接説明もらえば。それ以上言っても分からない。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私のほうからは、ここは住宅もこのとおりにいっぱいあるし、上には復興住宅もあります。今後、町道に認定されると維持管理もさることながら、ここ大分年数がたっているんで、維持管理はすぐしなければならぬ道路となることは承知置きしなければならぬことが一つと、それからこの上に復興住宅、あるいは鎌田先生の遺志の問題、そういうことも含めて多分御寄附なさった人は、いろいろと町に対して要望していると思いますけれども、今後この北側の道路、利用、ちょうど国道に北側から国道に下りる道路を町道として造るべきでなかろうかなと私も思います。そうした場合、その計画、

○議長（星 喜美男君） ちょっと8番議員、町道認定の今、提案なのであります。

○8番（及川幸子君） 分かります。認定に関して、そこまで現地調査すれば早いんですけども、皆さん賛同なさらないので、その辺の相談が町にあったのかどうか。必要性は私も分かりますけれども。これは町長にお伺いします。

○議長（星 喜美男君） あったってね、ちょっとこの、今、議題と違う、違っているんですよ、及川議員の言っている発言は。町道認定するかどうかということで今提案しているんですから。

- 8 番（及川幸子君） それに関連しての質問。
- 議長（星 喜美男君） 関連。関連って。建設課長補佐。
- 建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 北側の道路に対しては、こちらには何もお話はございません。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 8 番（及川幸子君） これを議決するのに大変重要なことだから私は今、質疑しているんです。今後、今、来てないとすれば、今後必要性が、私はここを見た場合ですね。必要性がかなり高いと思いますけれども、これを引き受けた限りには、町長はどんな計画を持っておられますでしょうか。お伺いします。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ございません。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 8 番（及川幸子君） 今後とも将来的にもその考えがないということに解してよろしいでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） 将来的に私がこういう立場にいる以上はない。将来的に10年後20年後に、どういう決定なされるかということまでは私は保証はできません。
- 議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1 番伊藤俊君。
- 1 番（伊藤 俊君） 1 点だけ確認させていただければと思います。
- 今回の町道認定ということで1号線から7号線まで認定予定ということで、この資料も拝見いたしました。その上に柘沢の復興住宅もあるわけなんです、すみません、私も町道路線の全部を調べ切れていないので、教えていただきたいのと確認なんです、この住宅の駐車場は住宅の管理だと思んですが、この住宅の駐車場から出てこの6号線までのこの間の色がかかっていない、車が通るであろう道というのは、町道にはなっていないと思うんですが、管理は町でされているということで認識でよろしいでしょうか。お伺いします。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。
- 建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 住宅まで行く道に関しては通路という形での扱いになっておまして、町道には認定されておられません。また、管理は町で行っております。
- 議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

初めに、議案第83号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。これより議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30 議案第90号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第30、議案第90号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は歌津地区において、町道草木沢線から町道港橋線を結ぶ路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第90号町道路線の認定について、細部説明させていただきます。

議案書は45ページとなっております。

路線名。堺線。

起点、南三陸町歌津字草木沢155番1地先、終点が南三陸町歌津字川内28番2地先。

幅員が4メートルから5メートル、延長が1,934メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうちの2の9ページを御覧ください。

こちらが位置図となっております、10ページには平面図となっております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。まず第1点目なんですけど、今回2キロ近くの道路、現在は何、林道になっているのか何道になっているのか、その点の確認と、あ

ともう1点は、先ほど来言っているんですけども、今回この2キロ近くの道路がどういったタイミングで町道認定の議案として提出なったのか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 現在は農道となっております。今回のこの町道認定に至った経緯は、歌津北インターの整備に伴って町道と国の持っている土地との区別をはっきりさせようということでのことで町道認定をすることになりました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 農道ということで私もつい最近なんですけれども、ここは何度か通った経緯がありまして、そこで今回、北インターの絡みで町道認定ということなんですけれども、町道認定になって何か所か改修する必要があるような部分があったように思うんですけども、今回この町道認定になってインター開通までに確かグリーン道に抜けるんですね、この道路。グリーンロードでしたっけ、グリーン道路、通行する方も増えるやどうか分からないんですけども、そういった形で今後改修予定等あるかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） この路線のみならず全ての町道に共通するんですけども、通常の維持管理の中で支障があればもちろん改修等が必要になるかと思うんですけども、日々パトロールをしながら、状態を確認していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31 議案第91号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第31、議案第91号町道路線の変更についてを議題といたします。



提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第91号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧事業の工事進捗に伴う町道権現1号線の起終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第91号町道路線の変更について。

議案書の46ページを御覧ください。

路線名。権現1号線。

こちらは起終点の変更がございます。

起点が南三陸町志津川字平貝211番1地先から南三陸町志津川字北ノ又11番地先へ変更となっておりまして、終点も南三陸町志津川字平貝53番1地先から南三陸町志津川字平貝58番1地先へ変更となっております。

幅員に関しては変更ございません。延長が2,095.7メートルから2,092.8メートルへ変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち、2の11ページには位置図、12ページには平面図をつけてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第32 議案第92号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第32、議案第92号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第92号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧事業の工事進捗に伴う町道平貝上屋敷線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第92号町道路線の変更について。

議案書の47ページを御覧ください。

路線名。平貝上屋敷線。

今回変更となるものは起点でございます。

前の起点が南三陸町志津川字蒲の沢317番1地先が、今回、南三陸町志津川字平貝192番5地先となっております。終点には変更ございません。

幅員が3メートルから6.8メートルが3メートルから7.5メートルに変更となっております。延長も818.7メートルから795.7メートルに変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の13ページには位置図、14ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第93号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第33、議案第93号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第93号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、県道泊崎半島線道路改良事業の工事進捗等に伴う町道泊尾崎線の起終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第93号町道路線の変更について。

議案書の48ページを御覧ください。

路線名。泊尾崎線。

今回は起終点の変更ということで、起点が南三陸町歌津字田の頭116番5地先から南三陸町歌津字田の頭117番1地先、終点が南三陸町歌津字尾崎1番地先から南三陸町歌津字尾崎12番5地先へ変更となっております。

幅員に変更はございません。

延長が2,400.7メートルから2,237.2メートルへ変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の15ページには位置図、16ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

参考資料16ページなんですけれども、この神社のほう、終点っていうんですか。以前よりも少し短くなったんですけれども、この短くなった部分というか、どういった形なのか。便

所のあたりだったのか、その点、本当は現地に行って確認すればいいんでしょうけど私、個人的に。そここのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 終点の今回の変更に関しては、道路と駐車場の位置関係をしっかりと明確にしようということで今回見直しをかけております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では駐車場の手前というか入り口が、入り口っていうんですか。そこからそこまでが町道ということで認定し直したという、そういう認識でよろしいのかどうか。分かりました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今、議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 3番議員よろしいですか。ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

これ泊浜半島線、県道からの続きで神社、今、ただいま申し上げました鳥居のところまでが町道ということになるかと思われますけれども、県道の昔でいうと停留所と言ったんですけれども、あそこ長須賀から回ってくると馬場のほうに抜ける道路がこの半島線なんですけれども、今、この図面に赤青で記されているところが町道なんですけれども、この下の海岸部との接続している分の町道があるのか。そこと接続できるのか。ちょっとこの図面では分かりづらいんですけれども、海岸道路があるわけなんですけれども、それとの接続はどのようになっているのか。（「終点が変わっている」の声あり）

今回終点が変わったっていうだけでいいんでしょうか。海岸の部分も町道に認定されていると思うんですけれども、その辺、この接続はどうなって、

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今回の変更は起終点の変更でございます。またあとこの泊尾崎線から海岸部に抜ける道との接続はしっかりとしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ではそれに伴って、下の海岸の部分の町道に認定になっている、それから馬場のほうから入ってきている大磯線があるんですけれども、それも町道認定になっていると思うんですけれども、確認をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 大磯線は町道認定されております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。（「なし」の声あり）ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 議案第94号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第34、議案第94号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第94号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、戸倉地区における林道区域との調整に伴う町道西戸線の終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第94号町道路線の変更について。

議案書の49ページを御覧ください。

今回は終点の変更ということで起点の変更はございません。

路線名が西戸線で、終点が南三陸町戸倉字切曾木75番3地先から南三陸町町戸倉字切曾木74番1地先と変更となっております。

幅員の変更はございません。延長が1,743.3メートルから1,512.9メートルの変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の17ページには位置図、18ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、今回変更ということで、ちょうど富士夫さんの橋のあたりになったのかな。あのべこを飼っているところの橋のあたり。そこで伺いたいのは、以前町道だったこの減らされた、減らされたと言ったら人聞きが悪いんですけれども、短くなった部分は多分林道か農道になると思うんですけれども、そこで伺いたいのは、私、こういった質問するのも恥ずかしいんですが、今回この町道認定ということなんですけれども、そういった短くなった部分は、自動的に林道なり農道になるのか、もしくは議場を通さなくとも林道認定とか農道認定というそういう状況になるのか、その点確認させていただきたいと思います。

あともう1点、参考資料17ページの西戸川って矢印書いてあるんですけれども、ちょうど矢印の部分の中の作業場か何かあるわけなんですよね。そこまでの道路は何道、赤線、青線、林道、農道、どういった道路となっているのか、その点、2点確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） このたびの町道の変更で短くなった分に関しては林道、金ヶ沢線という形で今度、林道のとして扱いとなっております。こちら認定に関しては、議決を要しませんので今後林道として管理していきたいと思っております。

あと先ほどの議案関係参考資料の17ページ、西戸川とその矢印の方向にあるこちらの道路は町道西戸支線という形で管理しております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 5 議案第 9 5 号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第35、議案第95号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、津の宮漁港海岸防潮堤災害復旧事業の工事進捗に伴う町道津の宮下線の終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第95号町道路線の変更について。

議案書の50ページを御覧ください。

路線名。津の宮下線。

こちら今回、終点のほうの変更となっております。

終点が南三陸町戸倉字津の宮12番1地先から南三陸町戸倉字津の宮15番5地先となっております。

幅員が2.9メートルから7.5メートルだったのが、今回変更で4メートルから19メートルという形に変更となっております。延長も179.2メートルから176.8メートルに変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の19ページには位置図、20ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36 議案第96号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第36、議案第96号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、藤浜漁港防潮堤設置事業の工事進捗に伴う町道藤浜線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第96号町道路線の変更について。

議案書51ページを御覧ください。

路線名。藤浜線。

こちらは起点のほうの変更となっております。

南三陸町戸倉字藤浜73番1地先から南三陸町戸倉字藤浜71番1地先となっております。

幅員も2メートルから14.4メートルだったのが、4メートルから11メートルへと変更となっております。延長の変更が169.2メートルから160.5メートルへ変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の21ページには位置図、22ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第37 議案第97号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第37、議案第97号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、歌津地区における道路改良済み期間の延長追加に伴う町道横沼線の終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第97号町道路線の変更について。

議案書の52ページを御覧ください。

路線名。横沼線。

今回は終点の位置の変更となっております。

終点位置が、南三陸町歌津字平棚34番1地先が南三陸町歌津字平棚50番1地先となっております。

幅員に変更はございません。延長が469.3メートルから514メートルへ変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の23ページには位置図、24ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今回の案は延長ということで、横沼線の延長になるわけですがけれども、この途中に石浜漁港があるわけですがけれども、そこに下がる道路、それは町道になっているのか、農道、林道になっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 申し訳ございません。例えば24ページでいうとちょっと真ん中のところなのではないでしょうか。（「それは町道だべ」の声あり）ちょっと今、現時点でちょっと確認が取れませんので、「町道かどうか分からないって。今、漁港さ行っているやつが。町道じゃないか」の声あり）後ほどお答えしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） じゃあ後刻ということによろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第38 議案第98号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第38、議案第98号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、町道浪板線外道路災害復旧事業の工事進捗に伴う町道港石泉線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第98号町道路線の変更について。

議案書53ページを御覧ください。

路線名。港石泉線。

今回は起点の変更となっております。

南三陸町歌津字港136番3地先から南三陸町歌津字港253番3地先となっております。

終点と幅員に変更はございません。延長が1,919.9メートルから1,664.1メートルとなっております。

議案関係参考資料2冊のうち2の25ページには位置図、26ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これ延長になっているわけですがけれども、ここの地区、駅からあったものがこの赤の印からになったわけですがけれども、この道路が護岸工事でこの辺がはっきりしなかったわけですがけれども、それはクリアしたんでしょうか。

この赤の起点、これが場所が港のどの辺なのか。ちょうど私的には難しい場所というか、その護岸が下がったところと見えるんですけども、その辺をもう少し分かるように御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 港駅付近の道路に関して問題がクリアになったのかということなんですけれども、そちらは解決しております。

あと、今回の起終点の関係でちょっとわかりづらいということなんですけれども、次の議案で上荘線っていうのがあるんですけども、そちらと重ね合わせていただければ分かりやすいのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回この認定なんですけれども、これまでの認定だと青いところと赤いところがあまり離れていなかったんですが、今回もうこのように離れているわけなんですけれども、これ将来的にというか前の起点のあたりまで続くのかどうなのか。その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 今回、前の路線が大分短くなったということなんですけれども、復興事業の関係で大分ここの土地が変わっておりまして、今回このような形で起点のほうに変更となっております。もともとあったこの今回認定から外れたところはもう道がない形となっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 参考資料26ページの赤い起点のところから、このまま真っすぐっぽく45号線に道路ができるのかというか、なるのかならないのか。その点確認をお願いしたいんですけれども、確かここ写真でも見るとおり稚魚をやっている方の関係だと思っただけなんですけれども、そこのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 港石泉線から45号線にどうやって行くのかということなんですけれども、こちらは別の路線を経由して45号線に行けるような形となっております。（「次の議案でしょう」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ということは、現時点では参考資料26ページの図にあるこの図面のところの、簡単に真っすぐ45号線には延びないというそういう認識でよろしいんですね。そしてこれが少し、次の議案上がって45線に行くというそういう、では次の路線でもちょっと確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第39 議案第99号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第39、議案第99号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、町道浪板線外道路災害復旧事業の工事進捗に伴う町道上荘線の終点位置についての変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 議案第99号町道路線の変更について。

議案書の54ページを御覧ください。

路線名。上荘線。

今回は終点の変更となっております。

終点が南三陸町歌津字港254番5地先から南三陸町歌津字港254番3地先へ変更となっております。

幅員に変更はございません。

延長が226.2メートルから315.1メートルへ変更となっております。

議案関係参考資料2冊のうち、2の27ページには位置図、28ページには平面図をつけております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ありませんか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の参考資料27ページの図を見て分かったんですけども、そうすると上の部分と言った次の部分も上の部分を通って45号線に行くと、そういう認定ということで分かったんですけども、ちなみに前の議案なんですけど、川のところにぶつかって右に曲がっての起点か終点なんですけれども、本来なら並びとしたり、先の港石泉線の部分が延長になったほうがなじむのかなと思ったんですけど、そこできっと曲がってなったというのは何か深い理由か何かあるのかどうか。その点確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼市街地整備係長（佐々木一之君） 27ページの位置図のところの曲がった先には、一応養殖場がありますのでそこに行けるように、その先まで町道として管理すると

いう形の今回変更という形となっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）ほかにございますか。  
（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第40 議案第100号 南三陸町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第40、議案第100号南三陸町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号南三陸町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを御説明申し上げます。

本案は、宮城県との間における災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を廃止することについて同県と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の1第3項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第100号南三陸町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書55ページ、議案関係参考資料2冊のうち、2の29ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第252条の14の規定に基づき、平成23年9月1日から東日本大震災における災害弔慰金及び災害・障害見舞金の支給事務のうち、当該災害に起因するものか否かの審査に関する事務を、宮城県に委託してきたところでありますが、今後、審

査会に付すべき案件が見込まれないことから、当該審査会の事務委託を廃止することについて、宮城県と協議をするものでございます。

これまでの災害弔慰金の支給状況につきましては、議案関係者変更資料のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。県に事務委託ということなんですけれども、県なので普通の委託だと委託金額、委託料がかかるんでしょうけれども、今回ずつとなかったみたいなんです、委託金のようなものは発生していたのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 事務委託に関する規約の中で、経費の負担については甲と乙で南三陸町が費用を負担し、乙が受けた事務の処理に要する経費は乙が支弁し、その費用は甲が負担するとなっておりますので、南三陸町が負担ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 経費が出た場合ですね。（「すみません、補足で」の声あり）保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ほかの自治体と案分をしてお支払いをしているということです。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）ほかにありますか。  
（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、7日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、  
7日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後3時59分 散会